

平成26年9月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成26年9月4日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 黒川美克議員 (1) 福祉行政について  
(2) 生涯学習教育について
2. 北川広人議員 (1) 産業行政について  
(2) 福祉行政について
3. 小野田由紀子議員 (1) 福祉行政について  
(2) 男女共同参画社会の推進について
4. 杉浦敏和議員 (1) 環境行政について  
(2) 防災行政について
5. 柳沢英希議員 (1) 高浜市のまちづくりについて

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長 吉 岡 初 浩  
副 市 長 神 谷 坂 敏

教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	神 谷 理

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（磯貝正隆） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

それでは、2番、黒川美克議員。一つ、福祉行政について。一つ、生涯学習教育について。以上、2問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります福祉行政と生涯学習教育の2問について一般質問をさせていただきます。

まず1問目、福祉行政について。宅老所の現況について問う。宅老所の成果と課題について問う。宅老所の今後の考え方について問う。以上、3問について質問をさせていただきます。

介護予防拠点施設として、高齢者が要介護状態になったり、要介護状態がさらに悪化したりすることを予防するための事業及び健康増進や生きがい活動を支援するための事業を進めるとともに、これらの事業を通して市民等の交流の場を提供することを目的とした施設として、市内に5カ所の宅老所が設置され、平成11年8月23日に青木町四丁目7番地1に宅老所じい&ばあ、青木町九丁目2番地5に宅老所いっぷくと、田戸町三丁目8番地21に宅老所あっぼの3カ所が設置され、平成12年10月1日に呉竹町二丁目2番地2に宅老所こっちゃん、本郷町六丁目6番地15に宅老所悠遊たかとの2カ所が設置されました。これらの宅老所は、デイサービスなどの介護サービス事業所とは違い、要介護状態ではない高齢者を主な対象に、家庭的な雰囲気の中で利用者が自由に過ごしていることが特徴です。高齢者にとっては、急な環境の変化が心身の不調を来すこともあります。宅老所のように、昔ながらの集落の中といった住みなれた地域の中で地元のボランティアの支援を受けるという地域密着型の環境は、一人一人のなじみの関係や生活リズム

を大切にできるため、高齢者が安心して過ごしやすい介護予防拠点施設として適した施設と考えられます。

全国的には、デイサービスのみを提供しているところから、ショートステイやホームヘルプ、グループホーム、配食などの提供まで行っているところや、これらを一体的に提供し、小規模多機能ケアとして運営しているところなど、サービス形態はさまざまです。利用者も高齢者のみと限っているところがある一方で、障がい者や子供など、支援の必要な人全てを受け入れるところもあります。また、介護保険法や自立支援法の指定事業所になっているところもあります。

高浜市では、市内5カ所の宅老所は、いずれもデイサービスのみを提供しており、利用者については、同じ施設内で子供の託児を行っているところもありますが、これら宅老所の現在までの利用状況について、最初にお伺いいたします。

続きまして、市が宅老所を設置してから約15年が経過したこれまでの成果と課題について、どのように考えているのかお伺いいたします。また、これまでの成果と課題を踏まえて、宅老所の今後の考え方についてお伺いをいたします。

次に、2問目、生涯学習教育についてお伺いいたします。

1つ、市立図書館と学校図書室の現況と課題について問う。2つ、子供を育むという視点で市立図書館と学校図書室の役割について問う。3つ、市立図書館と学校図書室の連携について問う。以上、3問について質問をさせていただきます。

平成25年6月議会の一般質問で、吉浜図書室の開館時間を、午後2時から午後5時までであったものを、午前10時から午後5時までに延長するようお願いしたところ、実施をしていただき、利用者も前年度比2割増しとなっているということをお聞きしております。まことにありがとうございました。この場をおかりしてお礼を申し上げます。

高浜市立図書館が指定管理者制度を平成21年4月に導入して以来、26年3月で第1期の契約期間が満了し、平成26年4月より、同じ会社が第2期の契約更新をされました。これを機に、今後さらに生涯学習教育を推進していただきたいとの思いを込めて質問をさせていただきます。

市立図書館の関係では、平成25年6月議会の一般質問でも、今回と同様に市立図書館と学校図書室の連携についてお伺いをしておりますが、そのときの答弁は、貸し出しシステムにつきましては御指摘のとおり、市立図書館と学校図書館ではそれぞれ別のメーカーの製品となっており、また、システム連携がなされておらず、それぞれの館ごとに独立したシステムとなっております。こうした状況の中、現在の市立図書館の指定管理者であります、株式会社図書館流通センターでは、市立図書館と学校図書室とのシステムの連携について、第2期の指定管理期間に向けての大きな課題と位置づけて、システム導入に対して前向きに捉えております。システム導入には、費用的な問題や、教育委員会やそれぞれの学校図書室との調整が必要になってまいります。第2期の指定管理者を選定する際の判断材料の一つとして組み込んでまいりたいと考えているとの答

弁をいただいております。その後どのようにになっているのか、お伺いをいたします。

また、学校図書室ではボランティアや図書室との連携がどのように行われているのか、さらに、現場の司書教諭は学校図書室の現状をどのように捉え、課題をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

次に、子供を育むという視点で質問をさせていただきます。

高度情報化社会の到来とともに価値観が多様化し、あらゆる段階においての意思決定は、複雑で難しくなっています。このような時代を生きる子供には、内なる課題を明確にし、適した情報を収集、読んで理解した上で吟味、選択し、現状に照らして実行し、問題を解決に導く力が必要になります。教育現場では、これを生きる力と位置づけ、従来の知識伝達型の教育から、問題解決型の学習への転換が模索されています。このような状況の中で、学校図書館の役割はますます重要となっています。その役割を遂行するためには、市立図書館など他の機関との連携が必要になります。

そこでまず、子供を育むという視点で、改めて市立図書館と学校図書室の役割について、お伺いをいたします。

次に、学校図書室との連携のため、市立図書館の指定管理料に来年度から150万円の債務負担行為が設定されていますが、これは、学校側からのニーズに基づき、市立図書館が派遣司書のよう形で応えることが想定されます。そこで、この事業の基点となる学校は、市立図書館とどのように連携を図り、どのように学校図書室の充実を図ろうとしているのか、現在の進捗と今後のスケジュールについてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、黒川美克議員の1問目、福祉行政についての、宅老所の現況について問う、宅老所の成果と課題について問う、宅老所の今後の考え方について問うにつきまして、順次答弁をさせていただきます。

まずは、宅老所の現況につきましてお答えいたします。

本市の介護予防拠点施設の一つである宅老所は、黒川議員がおっしゃられたとおり、平成11年度及び平成12年度に、市内5カ所に開設をされ、現在に至っています。いずれも既存施設を活用して、家庭に近いアットホームな雰囲気の中で、おしゃべりをしながら、地域の皆さんと自由に交流していただけるスペースになっております。

また、希望者には宅老所の利用に当たっての送迎を実施したり、昼食の用意をしたりといったサービスも提供しております。昼食は複数のボランティアグループが交代で準備をしており、メニューや料金については、ボランティアの方々の裁量により柔軟に運営をされています。

加えて、定期的に保健師による健康状態のチェックや健康講話を実施するとともに、地域におみえのボランティアスタッフの協力をいただき、健康体操、民謡の合唱、回想法の実施など、介

護予防や認知症予防のための運動やレクリエーションといった、さまざまな交流のための事業も実施しております。このように、多くの皆さんの目で利用者を見守るとともに、健康の保持や介護予防に努めております。

続いて、この宅老所の管理・運営につきましては、地域福祉を推進するための中核組織である、高浜市社会福祉協議会へ指定管理という形でお願いをしております。このため、社会福祉協議会の会員である数多くのボランティアの方々が、この宅老所の運営にかかわっていただいております。地元の顔見知りの方がお世話してくださるので、和やかな雰囲気の中で、利用者の方々も安心してお話をすることができ、楽しい時間を過ごしてみえます。昨年度は33のグループ、総勢257名のボランティアスタッフの皆さんの御協力により、宅老所の運営をしていただきました。

次に、利用者の状況につきましては、昨年度の延べ利用者数は5,678名で、1施設1日平均の利用者数は10.5名となりました。利用者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、宅老所によっては、1日平均の利用者数が3名程度伸びているところもあれば、反対に3名程度減少しているところもあります。80代と90代の利用者が多く、平均年齢は85歳を超え、高齢化が進んでいる状況にあります。

また、どこの宅老所も、ほとんどが女性の利用者であることから、今後は、男性高齢者の皆さんも足を運びたくなるような運営に努めてまいります。

続きまして、宅老所の成果と課題についてお答えさせていただきます。

宅老所は、もともと要介護状態ではない高齢者の自立した日常生活を支援するために、外出の機会を設けたり、生きがいの場を提供したりすることで、自宅への閉じこもりや認知症を防止することを目的に設置をされました。平成12年に介護保険制度が始まることを受けて、介護保険制度の対象とならない高齢者の皆さんを対象に、長年、日中の居場所を提供してまいりました。高齢者の閉じこもりは、生活が単調で不活発になるため、要介護状態や認知症に陥るリスクが急速に高まります。こういったリスクを回避し、高齢者の居場所や生きがいを提供することにより、多くの高齢者の皆さんが外出の機会を得て、地域の方々と楽しく交流をされてみえます。

現在、622名の高齢者の方が、宅老所の利用登録をされ、週2日から3日の外出を楽しみにして見えます。中には複数の宅老所を利用されてみえる方もいらっしゃいます。宅老所の利用登録者は、高齢化の進展に伴って増加傾向にあり、今年度に入って既に50名近い高齢者の方が新規登録をされました。今後も、高齢者の閉じこもり予防、介護予防、認知症予防の拠点施設として活性化を図ってまいります。

次に、宅老所の課題といたしましては、利用者の固定化が進んでいることが挙げられます。先ほども申し上げましたが、宅老所には送迎のサービスがあるため、自力で外出することが困難になった場合であっても利用を継続することができます。したがって、介護保険制度の対象とならなかった利用者の方であっても、5年、10年と年を重ねるにつれて、要介護状態に陥ってしまう

方もお見えになります。利用者の顔ぶれが変わらないことにより徐々にグループ化が進行して、新規利用者が溶け込みにくい環境下にある宅老所もあります。

また、利用者だけでなく、ボランティアの高齢化も深刻な問題となっております。宅老所の開設当時、ホームヘルパー養成研修でヘルパーの2級、3級を取得した方々がグループをつくられ、運営ボランティアとして活動をスタートされたわけですが、当時のボランティアスタッフの中には、後継者がうまく育成できずに、現在も現役で活躍されてみえる方が少なくありません。80代のボランティアスタッフもお見えになりますが、やはり加齢に伴い、1人また1人と現役を退かれていかれます。本来であれば、40代や50代を中心とした若いボランティアスタッフやボランティアグループが育って、新たな担い手として活躍していただきたいところではありますが、こういった世代交代がうまく行われていないことも、大きな課題の一つであると言えます。

最後に、宅老所の今後の考え方につきましてお答えさせていただきます。

介護予防拠点施設である宅老所が開設されてから、既に15年が経過し、高齢者を取り巻く環境もいろいろと変わってまいりました。また、この宅老所の開設とほぼ同時期にスタートした介護保険制度も、大きな変革の時期を迎えています。今後、ますます高齢化が加速する中で、宅老所の運営に当たっては、介護予防や認知症予防といった予防の部分に力点を置くとともに、利用者の皆さんお一人お一人に、それぞれ何らかの責任と役割を持っていただくことにより、生きがいの創出へつなげてまいりたいと考えております。

また、生涯現役のまちづくり事業を推進する上で、宅老所の利用日となっていない日に、その空間を健康自生地として活用することを検討しています。実際に6月下旬に、宅老所のこっちゃんのお休みの日を使って、男性向けのヨガ教室を開催いたしました。体を動かさず健康自生地は人気が高く、どこも満員の状態ですが、残念なことに男性の参加者が非常に少ない状況であります。そこで、今回は男性限定の健康自生地として、宅老所の利活用を図りました。

ヨガ教室当日は、予定していた定員に達する男性参加者の方々が駆けつけ、リラックスしながら体を動かしていました。今後も、高齢者の皆さんの居場所として、地域資源の一つである宅老所を積極的に活用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、黒川美克議員の2問目、生涯学習教育についてお答えいたします。

まず、（1）市立図書館と学校図書室の現況と課題についてお答えいたします。

まず初めに、市立図書館と学校図書室との連携状況でございます。

現在、市立図書館と学校図書室との連携では、小学校1年生を対象にした貸し出し券の配布と図書館の利用案内の配布、全小・中学校を対象にした図書の団体貸し出し、学校の要請に応じて、本の修理や読み聞かせの講座などを開催しております。子供の読書活動や学習活動を推進するた

め、お互いの得意分野を生かし、不得手な分野を補う連携を進めているところであります。

さて、議員御質問の市立図書館と学校図書室のシステム連携の検討状況でございます。

まず、昨年6月に、各小・中学校に対し、システムの連携について現場ニーズの聞き取りを行いました。その結果は、システムの連携について、反対が3校、どちらでもないが3校、賛成が1校という結果でありました。現場の声といたしまして、本配送の課題や、読みたい本や時期は各学校とも集中するので、システムを連携してもその効果はほとんど見込めないという内容でありました。

その後、昨年10月に市立図書館の指定管理者選定評価委員会において、現在の指定管理者であります、株式会社図書館流通センターから、学校連携の取り組みとして、学校図書館連携システムを導入したいという提案をいただきました。そのメリットは、各学校でのデータバックアップ作業がなくなることなど、システムの保守メンテナンスに対する有効性、事務作業の効率化、図書の横断検索が挙げられておりました。そこで、改めて学校現場の声と指定管理者の提案内容を費用対効果の面から検討いたしました。多額の費用がかかる上にその効果は限定的と判断し、システムの連携については導入を見送ったところでございます。

しかしながら、学校現場から市立図書館のサポートを望む声は多く、今後は、市立図書館のノウハウを生かし、人的支援、環境整備に向けて、学校図書室との連携を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、学校図書室の現況と課題でございます。

まず、市内小・中学校の学校図書館における蔵書の状況から申し上げます。文部科学省が平成5年3月に、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学校図書館図書標準を示しており、この標準数値を目標に整備を進めてきております。この標準数値は、学校の学級数に応じて整備すべき蔵書冊数を示したものでありますが、本市は全ての学校において標準数値を満たしております。

学校図書館の整備を図る上で、蔵書の整備が中心的になるとは思いますが、それだけをもって学校図書館の正しいあり方を図ることはできないと考えております。現在の学校図書館の現状把握とともに、児童・生徒のニーズや、学習のためのニーズ等の把握に努め、利用価値のある学校図書館としていく必要があります。そのためには、人の手を入れることも非常に重要になると考えております。

現在、小・中学校全てにおいて司書教諭を配置し、司書教諭を中心として学校図書室の充実に向けて努めているところですが、教諭である以上、授業や担任を持ちながらの兼務で図書室の運営に当たっているのが実情で、課題でもあると考えております。しかし、地域の方々や保護者が、学校図書館ボランティアとして図書館内の配架や蔵書修繕を実施いただくなど、司書教諭をサポートいただいております。



次に、(2) 子供を育むという視点で市立図書館と学校図書室の役割についてお答えいたします。

市立図書館は、市民の教育と文化の発展に寄与する施設であり、市民が暮らし、生活していく上で、それぞれの目的や課題に沿って利用する貴重な財産であると考えております。図書の貸借のみにとらわれず、市民が教養を深め、みずからの課題を解決し、市民として自立し、暮らすことをサポートする、地域を支える情報拠点であります。子供を育むという点では、子供たちが身近に読書活動を行う場、あるいは教科や調べ学習の場となっております。

また、図書館法第3条において、図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助し得るように留意しなければならないと定められており、子供が読書の楽しさに触れ、その魅力を感じることができるよう、学校図書室への支援を積極的に行うことが大切であると考えております。

次に、学校図書室の役割でございますが、学校図書館法第2条では、学校図書館とは、小学校、中学校及び高等学校において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいうと定義されております。

そして、学校図書館は、学校教育の目的達成と充実を目指して設けられた学校施設で、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待され、次のような機能が求められています。

まず1つは、読書センターとしての機能です。学校図書館は、児童・生徒の想像力と、学習に対する興味、関心等と呼び起こす読書指導の場であります。学校教育の一環として、全ての子供に、本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与える必要があります。

2つ目は、学習・情報センターとしての機能です。学校図書館は、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集、選択、活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する必要があります。そのために、図書館資料を使って授業を行うなど、教科等の日常の学習指導において積極的に活用したり、授業で学んだことを確かめ、広げ、深める資料を集めて読み取り、自分の考えをまとめて発表したりするなど、児童・生徒の主体的な学習活動を支援することが重要になります。

3つ目は、教員へのサポート機能です。学校図書館は、学校図書館法に位置づけられているように、教員のために図書館資料の収集、整理、保存、共用を行う施設でもあります。教科指導のための研究論文や教師向け指導資料、教材となる図書などを集めて教員が使えるよう整備を進めていく必要があります。

その他、子供たちの居場所としての機能も有するとされています。教室内の固定された人間関係から離れ、児童・生徒が自分だけの時間を過ごすことのできる場所であるとともに、異学年の

児童・生徒とのかかわりを持ったりすることができる、心の居場所としての機能も有しています。

以上、学校図書館は、学校の知のセンターであり、心のオアシスでもあります。児童・生徒だけでなく、教職員も行きたくなる場所にしていくことが大切であります。

ただし、楽しい場所であると同時に、学習の場であることを忘れないような環境づくりや活用を心がけなければなりません。学習場面では、児童・生徒がみずからの課題を解決できる手助けをするとともに、積極的に利用したくなるような魅力ある資料をそろえ、さらに、心安らぐ居場所としての学校図書館を目指していく必要があると考えております。

次に、（３）市立図書館と学校図書館の連携についてお答えいたします。

現在、子供の読書環境を充実させるため、市立図書館のノウハウを生かし、学校図書室運営におけるさまざまな課題の解決に向けて、検討を進めているところであります。

これまでの検討状況でございますが、本年７月、来年度の市立図書館と学校図書館との連携に向けて、現場である各小・中学校に対して、学校図書室の運営に対する要望についてアンケートを実施いたしました。アンケートの結果では、廃棄本の選定と補充する本の選定を望む声が４校、配架方法の見直しと本の修理を望む声が３校、図書台帳の確認、書架の案内や掲示物の整備及び調べ学習の指導を望む声がそれぞれ２校と、各学校によって要望内容にばらつきが見られました。

市立図書館と学校図書室では、その活動や資料内容にさまざまな違いがありますので、まず、その活動内容や学校図書館ボランティアとの関係など、現場を理解することから始める必要があると考えております。

今後の予定でございますが、10月以降、市立図書館の司書が学校現場に出向き、学校図書室の状況を把握すること、司書教諭に対するヒアリングを通じて現場の声を聞くことを予定しております。その上で、予算の範囲内で各校の要望事項を実現させるための時間工数等を測定し、具体的なスケジュールや役割分担を決め、来年度、連携事業を実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子供の読書活動をより充実したものにするのはもちろんのこと、子供たちが社会の中で力強く生きていくために、学校生活に役立ち、しかも、一人一人の人生を豊かにする知識や教養、技術を、学ぶ楽しさを実感しながら学習・教育できる環境づくりのため、市立図書館と学校図書室の連携を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） ２番、黒川美克議員。

○２番（黒川美克） それではまず、福祉行政から再質問をさせていただきます。

先ほど、宅老所の今後の考え方についてお聞きしましたが、実は先日、尼崎市の宅幼老所、地域共生型サービスを行政視察してまいりました。この宅幼老所というのは、小規模で家庭的な雰囲気の中、高齢者、障がい者や子供などに対して、一人一人の生活リズムに合わせて柔軟なサービスを行う取り組みで、厚生労働省も推進しています。私が視察した宅幼老所では、高齢者と子

供たちが一緒に空間を共有し、常に触れ合って交流していました。高齢者と子供がお互い笑顔で会話して、まるで家族のように過ごしていました。こういったデイサービスと乳幼児預かり保育の融合施設は、世代を越えた触れ合いが実現でき、ぜひ高浜でもという気持ちになりました。そこで、今後高浜市においても、宅幼老所の取り組みを実施する考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 地域共生型サービスの宅幼老所の取り組みは、高齢者にとりましては、子供と触れ合うことで自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や、会話の促進が期待できる場所です。また、園児のパワーを授かりまして、生きがいの発見や生きる力の向上にもつながってまいります。

高浜市では、宅老所こっこちゃんの建物内におきまして、こっこママという家庭的保育を、また、悠遊たかとの建物内において、となりのおばちゃんという家庭的保育を実施しているところがございます。これらの施設は、世代間交流のきっかけづくりとなるような社会資源であると考えております。宅幼老所という位置づけはしておりませんが、機会を捉えて、高齢者と子供たちが地域でともに暮らすという共生を実現してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

今、答弁の中にありましたけれども、今後だんだん人口のほう、今、高浜のほうは4万6,000人ということで、順調に推移しておりますけれども、漏れ聞くところによりますと、今、高浜のほうも人口の増加がだんだんと少なくなっていると、こういったこともお伺いしております。

実は私どもが視察に行った尼崎市のほうの宅幼老所では、実は人口が減少しておいて、いわゆる住宅が余ってくると。これから高浜でも、今はそうではございませんけれども、将来的にはそういう、住宅が余ってくることが想定されますので、そういったときには、ぜひこういう宅老所は、私の住んでいるところのことを言って申しわけないですけれども、神明町は非常に新しい方が多くて、高齢者の方が少ないというイメージがあるかもしれませんが、いきいきクラブの会員は100名を超えております。そういった形で、幾ら新しい地域といえども、高齢者の方はおみえになるわけですので、ぜひ宅老所をもう少しふやしていただきたいと、そういったようなことも考えておりますので、今後、そういった施設の増設を考えていただきたいと思っておりますし、今後そういった宅幼老所、そういった取り組みがふえてきますようお願いをいたしまして、まず福祉行政のほうの質問は終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、生涯学習教育について、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、小・中学校全てにおいて司書教諭を配置し、司書教諭を中心として学校

図書室の充実に努めているが、教諭である以上、授業や担任を持ちながら図書室の運営に当たっており、地域の方々や保護者の方が、学校図書館ボランティアとして図書館内の配架や蔵書修繕の実施など、司書教諭のサポートをいただいているとの答弁がございましたが、学校側のボランティアの人数と、学校ごとの図書室の開館時間と貸し出し状況と、ボランティアの方たちとどのようなコミュニケーションをとっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 図書館ボランティアの人数であります。高浜小学校25名、吉浜小学校24名、高取小学校39名、港小学校16名、翼小学校24名であります。

開館時間につきましては、学校により若干の差異はありますが、小学校は、午前8時から8時15分の朝の時間帯及び午後1時30分から1時50分の昼の休みの時間帯に開館しております。中学校は、午後1時30分から1時45分の昼休みの時間帯に開館しております。

平成25年度の年間貸し出し状況につきましては、高浜小学校は1万961冊、吉浜小学校1万5,212冊、高取小学校9,431冊、港小学校1万4,353冊、翼小学校7,877冊、高浜中学校584冊、南中学校274冊となっております。

ボランティアの方たちとのコミュニケーションにつきましては、まず、ボランティアの方が来校した折に、教務主任や司書教諭、そして校長などが話をする機会を設けております。そして、どの学校も月に一度は来月の日程調整等の打ち合わせを行うとともに、学校によっては毎週読み聞かせの前後に、司書教諭と連絡調整をする機会を設けております。また、年に一、二度はボランティアの皆さんと学校の教師とが意見を交換し合う場を設けております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

今の再質問の答弁の中で、小学校は、午前8時から8時15分の朝の時間帯及び午後1時30分から1時50分の昼の休憩で、合わせて35分間、中学校は、午後1時30分から1時45分の昼の休憩の15分間の開館ということで、高浜小学校が年間1万961冊、高浜小学校の児童・生徒数が平成26年5月1日現在で611人、これで計算しますと、年間1人当たり約17.9冊。吉浜小学校が年間1万5,212冊で、同じく739人で計算しますと、年間1人当たり約20.6冊。高取小学校が年間9,431冊で、同じく582人で計算しますと、年間1人当たり約16.2冊。港小学校が年間1万4,353冊で、同じく406人で計算すると、年間1人当たり約35.4冊。翼小学校が年間7,877冊で、同じく714人で計算すると、年間1人当たり約11冊。高浜中学校が年間584冊で、同じく927人で計算すると、年間1人当たり約0.63冊。南中学校が年間274冊で、同じく585人で計算すると、年間1人当たり約0.47冊となり、高浜市立図書館の平成25年度の市民1人当たりの貸し出し冊数4.4冊となっております。これと比較しますと、各小学校の平均貸し出し数は18.9冊となり、大幅に多くなっています。

すが、各中学校の平均貸し出し冊数は0.57冊となり、大幅に少なくなっております。

中学校での活字離れは全国的にも言われていることですが、教育委員会において、この状況をどのように捉えているのか、また、今後どのような対策をしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 議員より、中学校の図書の貸し出し冊数が少ないという御指摘ではありますが、両中学校とも始業前、授業後におきましては、部活動のため図書館の開館は行っておりません。給食後の15分のみという開館時間ということもあり、図書館が利用されにくい状況にもありますが、読書の重要性につきましては、両中学校ともに強く認識しており、日々読書に親しむために、毎日15分程度の読書タイムを設けて読書活動を展開しております。

市立図書館の配本サービスを利用して読書する生徒もいますが、中学生になりますと、読む本の趣向が定まりつつあり、基本的には家庭から自分の興味のある本、読みたい本を持ってきて読書しております。

活字離れを防ぐために大切なことは、小さいころより読書活動を形成することによって継続して読書していけることができると、全国学校図書館協議会の学校読書調査からも伺うことができました。子供が小さいときから読書に親しめる環境を整備し、読書を繰り返し行える状況を用意し、大人になっても日常的な行為として生活の中へ取り入れていけるように、特に小学校で読書に親しむ機会を積極的に支援していきたいと考えています。

小学校の時期に、図書ボランティアの読み聞かせ、読書習慣、朝の読書などを通じて、本好きの児童を育成していくことが、中学校にも今後つながっていくというふうに考えております。そのことを継続して、進めていきたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 非常に丁寧な説明をしていただきましてありがとうございました。

まず、答弁は要りませんが、今後、高浜小学校の建てかえだとかそういう中で、図書館の複合化だとか、そういったようなことも考えられております。ぜひそういったときを捉えて、先ほどの市立図書館と学校図書館の連携だとか、そういったことを再三申し上げましたけれども、そういったときに合わせて、今後ぜひ、いい連携をとっていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は10時50分。

午前10時42分休憩

---

午前10時49分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、北川広人議員。一つ、産業行政について。一つ、福祉行政について。以上、2問

について質問を許します。

9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは、産業行政について、そして福祉行政についてであります。一問一答方式にて進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、産業行政についてでありますけれども、日本経済の現状は、いわゆるアベノミクス等効果で、緩やかであるが回復期に入っておるとい話もでございます。しかしながら、中小零細ではなかなかその実感が湧かないというお話もあります。さまざまな施策が必要となってきたという感は否めないというふうに考えております。

そして、数年前に起きましたリーマンショックのような、突然変異的な経済状況の悪化、あるいは東日本大震災等、自然災害における産業に対する大きな衝撃を与えるようなこと、そういったことも、いつ起こるかかわからないような状況というものがあるというふうに考えております。

そんな中でいうと、例えば、海外に企業が進出する、あるいは高浜におけるんだったら、市外に企業が流出する、そういうようなことが起こってくることも懸念がされるところであります。

そういう中で高浜市において、こういう産業の空洞化等に歯どめをかけるために、この市内の産業をさらに活性させるために、企業のニーズに応じた支援施策をきっちりと発信していただきたいという思いがございます。

そこで、まず質問をさせていただきますけれども、現在の高浜市における産業空洞化や、既存企業の設備投資などを促すための支援策の種類、そしてその概要を、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、御質問いただきました、支援策の種類と概要ということについてお答えをさせていただきます。

支援策の種類としましては3種類ございまして、まず、その1つ目でございますが、産業立地の促進、産業構造の多角化及び高度化の推進、雇用の拡大ですとか、経済振興と市民生活の安定と、そういうことを目的といたしまして、平成17年4月1日から施行いたしております、高浜市産業立地の促進に関する条例というものがございます。

それから2つ目は、企業誘致の促進、それから設備などの充実、雇用機会の拡大という、こういったものを目的といたしました条例がございまして、これは平成19年9月28日から施行いたしております、高浜市企業誘致等に関する条例というものがございます。

それから3つ目は、企業等の流出防止。今、御質問の中にもございましたが、雇用の維持の拡大、経済基盤の強化を図ると、そういった目的で、平成25年5月17日から施行しております、高

浜市企業再投資促進補助金交付要綱という、この3種類を持っております。

それから、その概要ということでございますが、1つ目に申し上げました、高浜市産業立地の促進に関する条例につきましては、一定の規模を超える土地に工場を新設または増設をしようとする、そういう企業さんに対しまして、工場等を建設するために必要な用地のあっせんですとか、工場等の建設に伴う行政庁に係る許可だとか、認可の促進、それから、工場等の建設に関して必要な協力をしてまいると、そういった御支援をしていきたいというものでございます。

それから、2つ目の高浜市企業誘致等に関する条例につきましては、一定の地域において、工場を新設または増設、さらなる設備投資を行う企業に関しまして、奨励金を交付するという制度でございます。新設、増設のために取得をされました土地だとか建物に係る税のほう、操業後3年間、固定資産税と都市計画税を奨励金として交付をしますと。また、設備投資に係る機械設備の部分につきましても、こっちで固定資産税を奨励金として交付をしたいという制度でございます。

そのほかにも、この条例には工場の新增設にあわせて、雨水活用施設ですとか透水性の機能を設備する場合、さらには、太陽光などの新エネルギー設備に対して、また工場内に宅老所（訂正後述あり）を設置される場合、そういったものについても奨励金を交付するというようになっております。さらには、市民の方を雇用した場合においても奨励金を交付するというものになっております。

最後、3つ目の高浜市企業再投資促進補助金交付要綱というのは、これは愛知県が、喫緊の課題であるよと、先ほど御質問にありましたが、産業の空洞化に対する対策ということで、平成24年度に、新あいち創造産業立地補助制度というのを創設されております。この制度には、県内の企業の再投資を、市町村として連携をして支援していくと、そういうメニューになっておりまして、この部分について本市もその受け皿となる、こういった制度を創設して、愛知県と連携をして市内の企業の再投資を支援していくというものでございます。

制度の概要は、20年以上市内で操業をされておって、かつ一定の要件がございます、これを満たした企業さんについてということでございます。内容につきましては、工場の新設や増設、それから、新たなラインを設備投資された場合だとか、そういった場合には、一定の率を乗じた部分を投資額に対して補助金として交付するというようなものでございます。

概要としては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

今のお話ですと、産業立地の促進に関する条例というのは平成17年から、企業誘致等に関する条例は平成19年から、そして、平成25年には企業再投資促進補助金交付要綱の施行ということでありますけれども、つまり、この産業空洞化とか、既存企業の設備投資を促すための多岐にわた

っての支援策というのは10年近く前からもう取り組みをしておるといことになります。この早くからの取り組みということに対しましては、まずは評価をさせていただきたいというふうに思いますけれども、今、それでは、答弁いただいた3つの支援策を促した効果については、どのような効果が出ておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） それでは、3つの支援策を促した効果ということで、お答えさせていただきます。

1つ目の高浜市産業立地の促進に関する条例は、条例制定後、5社の企業より申請がありました。なお、直近の成果としましては、現在、南中学校の北側で工場の建設を進めております、自動車部品の製造をしております企業の工場拡張を支援いたしました。なお、今回の工場立地では、大規模な設備投資を促すことができたほかに、企業の方から、今回の工場建設に伴い、新たな雇用を確保することの話を伺っていることから、地域の雇用創出にも貢献できることも、本制度の効果であると考えております。

2つ目の高浜市企業誘致等に関する条例は、条例制定後、17件の申請を受けております。これら17件の投資の総額を試算しますと、約140億円となっております。これらのような投資を促せたことは、本制度の効果であろうと考えております。

なお、そのほかに、工場新設または増設にあわせて、透水性機能の設備や太陽光などの新エネルギーの施設の設置、また、雇用における奨励金も交付しており、企業の操業に伴う地域環境への配慮を促し、また、新たな雇用創出につながったことも、本制度の効果であると考えております。

また、3つ目の高浜市企業再投資促進補助金交付要綱につきましては、昨年度より促している制度であります。昨年度は、自動車部品を製造している企業の設備投資の1件、また、本年度におきましては、自動車部品の製造をしている企業と機械部品の製造をしている企業の工場建設及び設備投資を促すことができました。なお、これらの3件の投資額としましては約40億円と見込んでおり、このような投資を促せたことは、本制度の効果であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 先ほど、すみません、私、1回目の質問のところで、企業誘致の制度のところで、宅老所というふうに、託児所の間違いでございます。ちょっと御訂正をさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 効果としては、一定の理解をさせていただきます。

先ほど、早くからの取り組みということに対しても評価をさせていただくというお話をさせて



いただいたんですけれども、この結果というのは、行政として満足されておるんですかね。本当に目いっぱい活動をして、これだけの企業からのアプローチがあって、これだけの投資があった、そういうことを本当に考えてみえるのかなということを少し考えてしまいます。

例えば、通常の企業が物を生産するわけじゃないものですから一概には言えないんですけれども、ある程度、目標値を持って、この年度はこういう取り組みをやっていくんだ、企業訪問をこれだけ重ねるんだ、そういうようなことをきちんとやってこられたのかどうなのかというところも、すごく大事なことだと思うんですよね。ですから特に、今、吉岡市長になられてからは、企業誘致等非常に力を入れてみえます。これは、就任当時、リーマンショックという非常に激しい経済下降の部分があったものですから、余計にそういうところがあると思うんですけれども、その、今、私が言った部分というのが、今後のテーマにおける一番大事なところではないかなというふうに思っております。

それでは、今後、先ほど言ったように、緩やかながら景気回復が続くという期待感があるというようなことを言われているときですが、市内企業のさらなる設備投資が予測されるということ考えた場合に、市内企業が移転とかあるいは他地区での設備投資に至る要因の一つに、既存敷地内では工場を拡張する余地がないという要因、こういったものがあると思います。この要因に対する新たな支援策を何か考えられているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） それでは、既存の敷地内で工場の拡張用地を創出するために、新たな支援策についてちょっとお答えさせていただきます。

毎年、市内の企業に対する企業訪問を実施しておりますが、昨年度、その企業訪問に際し、多くの企業から、工場が手狭になったと、また、現工場では拡張の余地がないなどの声をお聞きしております。このようなことから、既存敷地内の工場の拡張余地を創出するため、現在、工場立地法における緑化率の緩和について検討をしております。

この工場立地法は、周辺的生活環境の調和を保つ工場立地を実現するために、生産施設、緑地等の環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合、並びに環境施設の配置等について、企業が守るべき基準を定めているものでございます。

その中で緑地については、一定規模以上の工場を新設または変更する際には、敷地面積に対して20%以上の緑地を確保するのが義務づけられております。

この義務づけは、工場立地法に基づく、工場立地に関する準則により定められているものですが、この定めには、一定の範囲内において条例で独自の定めを設け、緩和することができることとなっております。

この工場立地法における緑化率等の緩和を行うことにより、既存敷地内での工場の拡張余地の創出をし、企業のさらなる設備投資、ひいては雇用の創出に期待できるかと考えておりますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

工場立地法における緑化率等の緩和について検討されているということですが、この緩和に対する、市内企業に対するニーズの把握というものはどのように行われておるのかという部分と、愛知県下において、このような緩和施策を講じられている他市の状況を、わかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） それではまず、工場立地法における緑化率等の緩和に対する市内企業のニーズの把握について、ちょっとお答えさせていただきます。

支援制度を検討、策定する上で、企業ニーズを把握することは必要不可欠でございます。このことから、市内の工業専用地域内で、工場立地法に届け出がされ、操業を継続されている企業19社に対してアンケート調査を実施しております。なお、アンケート調査の内容につきましては、緑地などの確保や管理が企業にとって負担になっているか否か、それと緩和された場合の土地利用に対する御意向、緩和率の程度などについて御意向を伺っております。

また次に、工場立地法における緑化率等の緩和に対する愛知県下の状況をお答えさせていただきます。

条例で独自の定めを設けております緩和を実施されている市は、本年3月末現在で、愛知県下に10市でございます。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

日本の企業は、大手が3月決算というものが多くございます。そういった点でいうと、来年度の予算編成とか、それから製造計画、そういったものというのはこの秋口からもう入っていくということも聞いております。

当市の対応についてですと、各企業が来年度の計画に反映させるためにということを考えれば、いち早くというところがすごく大切になってくるのではないかなというふうに思ひます。ぜひ、素早い対応というのを願ひしたいと思ひますけれども、現状、今、高浜市として検討されている緩和の内容、あるいは緩和の実施時期については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 内容と実施時期という御質問でございますが、先ほどもグループリーダーがお答えしましたように、現在19社ですか、企業にアンケートを実施しておるさなかでございます。内容、いわゆる緩和につきましては、そういった企業さんからのきちんとした聞

き取りに基づいて制度設計をしまいたいというふうに考えております。

それからまた、実施の時期でございますが、実は、企業さんが求めておる時期を踏まえながら実施時期を考えていこうかなというふうに思っておったんですが、もう既に、複数の企業さんのほうからそういった緩和を求める声というのが出ておりますので、私どもとしましては、来年1月を目標に検討をしまいたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

緑化率というのは企業敷地の20%ということで、その20%をとられることによって、工場の拡張が今はもうできなくなってしまうということだけではないんですよ。その20%を確保するために、よそに土地を借りて従業員さんの駐車場を確保するだとか、あるいは緑化の剪定とかそういったものに対する出費というんですか、経費、こういったものもかかるわけですよ。ですから当然、環境的なことを考えれば重要なことだとは思いますが、わかっていることと、それから、無理やりこういう法律があるからやらざるを得ないと思うこととは、やっぱり取り組む姿勢も変わってくると思うんですよ。そういったところでいうと、今、御答弁いただきました、来年1月を目標にということで、ありがとうございます、ぜひお願いいたします。

本日一番初めに、10年前からのこのような取り組みがあるんだと、制度を設けているんだというお話を聞かせていただいて、評価をさせていただくというお話をしたんですけども、特に、この4月から企業支援グループという形で、独立したグループがこの高浜市の中では持たれているわけです。今までもフットワークよく活動されていたとは思いますが、まずは大事なことは何かというと、こういう制度があるということ、しっかりと市民、あるいは企業の方々に示していただくこと。それからもう一つは、何が今必要なんだと、何を求めているんだという掘り起こし。その部分に対してしっかりと活動をしていただいて、それをまた政策にかえて、制度として設けていただく。ぜひ、そういう活動をやっていただければというふうに思います。

こちらのほうは、以上で質問を終わらせていただきまして、続きまして、地場産業の振興施策についての質問をさせていただきます。

三州瓦というのは、この中で言っても聞きなれた言葉で、余り意味はないのかもしれませんが、古くからのこの地域の産業の礎となるものでございまして、伝統産業、そして技能でいえば、それがずっと培われて、積み上げられてきたものを持っております。その三州瓦というのを、私ども議員も窯業議員連盟というものを結成いたしまして、今、この本会議場にみえます、私を入れて16名の議員全員がこの議員連盟に参加をしていただいて、地場産業である三州瓦をもっとしっかりと盛り立てていこうよという思いで活動をさせていただいております。

現状、全国シェアでは三州瓦というのは、約70%は誇っておりますけれども、生産枚数でいう

と、ピーク時の約半数ということになっております。今、愛知県陶器瓦工業組合がありますけれども、組合数でいっても平成8年に51社であったものが、平成25年には26社まで減少しております。製造メーカーでいえばもっと少ないです。そういった状況がある中で、陶器瓦組合もさまざまな方策を実施して、販路の拡大、販売促進活動など、取り組みをされております。そういう取り組みが、ひいては地域の産業の活性化につながっていくのではないかとということで、高浜市にも支援をいただいているという状況は、重々理解をしておりますけれども、まず、その部分でいうと、地場産業である三州瓦振興に対する今までの主な取り組み、そしてその経過について、少し伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） それでは、三州瓦の振興に対する主な取り組みと経過につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、市が支援をさせていただいております事業につきましては、愛知県陶器瓦工業組合が実施いたしております、広報・販売促進活動として、平成24年度には、東日本大震災の被災地である東北、関東の5県であります、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の地元新聞に、耐震・耐風屋根を構築するガイドライン工法による地震に強い三州瓦を掲載し、PRに努めるとともに、宮城テレビにてスポットCMを約1カ月実施いたしました。また、福島県の郡山市においては、地元工事組合の協力のもと、ふくしま復興住宅フェア展示会を開催し、復興住宅への利用PRを行い、強い関心を持っていただきました。宮城県仙台市では、JR仙台駅で展示会を開催し、多くの地元住民の方や建築関係者に、三州瓦の安全性等、瓦に対する理解を得ることができました。加えて、東日本大震災の実情を詳しく把握するよう、地震の報告書を専門家に依頼して作成いたしております。

平成25年度からは、本格化しました災害復興住宅に三州瓦を使用していただいた場合に復興住宅補助金をお支払いする、復興住宅支援事業を実施し、被災地支援をあわせて行っております。

次に、全国展開におきましては、昭和56年から全国各地で三州瓦を含めた窯業製品を紹介する、愛知県三河の窯業展を開催し、平成16年からは東京ビッグサイトにおいて、三州瓦の屋根材としての高い耐久性、高品質などをPRし、反響を呼んでおります。

本市では、それらの活動に対しまして、先ほど申しましたが、補助と支援をさせていただいております。

また、市独自の施策といたしまして、市内に本店または本店に準ずると認められる者の事業所において生産された瓦を使用して、市内で住宅を建築または屋根の全面ふきかえをされた方に対して補助をする、三州瓦屋根工事奨励補助金を平成8年度より実施いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

復興住宅支援事業というのは、25年、26年と続けていただいておりますということで、余り時間がないものですから、細かい話はあれですけれども、せんだって、愛知県陶器瓦工業組合の方が、仙台での展示会の帰りに岩沼市さんへ寄られたと。そこで復興支援住宅の、あそこの場合は集団移転とか、それから公営住宅にも瓦を使っていたらというお話で、本当に感動したと。その方はみずから、御自分のところが瓦をつくってみえる方なんですけれども、あの地域に三州瓦のいらかの波が戻ったんだということに対して非常に感動したと、愛陶工のほうも支援をされていますし、高浜市のほうも支援をいただいておりますという部分に対する感謝とともに、本当にうれしく思ったというお話を伺いました。

そういったことを、ぜひ高浜市民にも伝わるようにしていただくようなことをしなければ、市が支援をするということは、これは税金を使ってという部分でもございますから、三州瓦というのは地場産業であって、昔から多く使われている東北地区に、先ほど言ったように、三州瓦のいらかの波を消さないようにということでの取り組み、これが高浜市の市民の誇りでもあるんだというようにPRをぜひしていただければなということを思いますので、ぜひ機会があればお願いしたいというふうに思います。

それから、三州瓦屋根工事奨励補助金の件ですけれども、これも、中身は私のほうは十分に理解しておりますけれども、平成24年では、和形、洋形合わせて84件、25年の実績では79件ということで、本当に多くの市内に建てられる住宅の屋根を、瓦採用というところに導いていただいておりますことはわかりますけれども、実際、高浜市の人口の、微増である伸びではありますけれども、住宅の建っている状況を見ると、本当に全国シェアの70%の生産を誇る高浜市の住宅なのかなと思えるような、瓦屋根が本当に少なくなってきたように思えてなりません。ぜひ、それに対しても、しっかりとPRだけではなくて、宅地造成等、情報をいかに早くつかんで、そして、市としてそういう開発する業者に対していかにPRするか、これは組合さんとの連携も必要だと思います。ぜひそういう活動をしていただきたいということを、まずもってお願いをさせていただきます。

それでは次に、公共施設に対する採用について伺いたいと思います。

高浜市は、この庁舎もそうですけれども、さまざまな公共施設で三州瓦を採用していただいておりますけれども、これは至って当たり前といえば当たり前なんですけれども、公共施設に対する三州瓦の採用についてはどのようにお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まずは議員より御質問いただきました、公共施設についてということでございますが、今、私どもが持っている公共施設はできる限りというか、ほとんどの公共施設において三州瓦を採用しているというふうになっております。お尋ねというか、その根拠と

いうか、そういったものを明確に示した要綱だとか方針という、そういうようなものはございませんが、三州瓦は、今も御質問の中でも出る出ておりますが、本当にここの伝統の産業でございますし、品質ともにすぐれたものであるというのは、ここの場所で申すまでもありません。ほかの屋根材と比べて、ランニングコストを比べれば、当然、塗りかえだとかそういうこともしなくていいと。そういった部分からすれば、非常にすぐれたものであるということは言えると思います。

そういった中で、じゃ今後、公共施設についてどういったふうで取り組んでいくのかという御質問ですが、私どもが考えておりますのは、これは御承知のとおり、公共施設のあり方計画というのが今、出ております。当然ながらこれは、個別の施設の計画を今後それぞれ立てていくという中で、その更新に当たって大規模な改修が生じてくると。そういった場合につきましては、当然屋根瓦だとか外壁等も含めて、当然のことですが、私どもとしては、積極的にこの三州瓦を使っていくようなことで考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

高浜市が直接整備する建物でなくても、例えばコンビニですとか、例えば駅の建てかえですとか、そういったものもあると思うんですよね。ぜひ、高浜らしさを出してもらいたいような動きというものは、いち早く情報をとることによって交渉は少なくともできますよ。ぜひ、そういったところを考えて動いていただきたいというふうに思います。

そして、我々議員も、やはり地場産業である三州瓦を利用促進に対してしっかりと下支えをするために、条例等の発案をしていきたいというふうに思っております。ぜひ、それに対しましても、さまざまなノウハウのお手伝いをいただきながら進めていければなということを思いますので、何とぞ御協力も重ねてお願ひを申し上げまして、産業行政についての質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、2問目の福祉行政についてに移らせていただきます。

きょうは、高浜市における権利擁護の推進について、これを伺いたいと思っております。

厚労省によると、65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度を利用している日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者が、平成32年には410万人、37年には470万人に達するという推計がなされております。一方では、平成26年4月の障害者総合支援法の改正によって、知的障がい者や精神障がいの者の地域移行が今後ますます進むものというふうにされております。

このように認知症高齢者、あるいは知的障がい者、精神障がい者の地域移行、増加が進む中で、安心してこういった方々が地域で暮らしていくために、成年後見を初めとする権利擁護体制をいかに構築していくか、これは非常に重要だというふうに思っております。

高浜市では、平成25年3月から、この権利擁護体制の充実に向けて検討会を設置して、検討さ

れておると、そして、報告書もまとまったというふうに伺っております。

まず、その権利擁護体制の方向性について、権利擁護推進センター設置検討会からどのような提案があったのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） まず、検討会から御提案をいただいた権利擁護体制の方向性としたしましては3点ございます。1点目といたしまして、権利擁護体制の全市的な再構築をいち早く進める必要があること。そして、2点目としまして、見直しに当たっては、いきいき広場を持つ、福祉のワンストップサービスとしての機能を最大限に生かすための、そういう方策が必要であるということ。そして、3点目になりますが、権利擁護推進体制の中核としての権利擁護推進センターを設置して、権利擁護に係るいきいき広場全体のマネジメント機能を担い、専門的支援機関としての役割を持ち、さらに、地域の関係他機関とのネットワーク構築等を行う必要がある、そういう御提案をいただきました。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 権利擁護センターは、昨年度、行政視察もさせていただいた中でいうと、やっぱり設置の必要というのがあるのかなというふうに考えております。ただ、単に設置ということではなくて、どうしても機能と体制というものをきちんと明確に分けていかないと、これは本当に市民のため、あるいは行政のためのセンターにはならないというふうに考えます。そういった部分でいうと、センター機能と運営体制についての検討会からの提案というのは、もう少し具体的にどのようなになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 検討会からは、センターに求める機能として6つの御提案をいただきました。

1つ目が、権利擁護専門相談・支援機能で、これは相談窓口の職員、それから権利擁護支援活動を行う支援者に対して、弁護士や司法書士などの専門家による後方支援を行うものでございます。

2つ目が、スーパーバイズコーディネート機能で、これは権利擁護の幅広い視点を持って指導、助言を行える体制づくりと、関連機関や専門機関との連絡調整などのコーディネートをrowる体制づくりを行うものでございます。

3つ目は、権利擁護支援ネットワーク構築機能で、これは、法律関係等の専門機関とのネットワークを構築するほか、市民後見も含めた権利擁護支援者や各種活動を行う人たちを登録する、支援者人材バンクを構築するというものでございます。

4つ目は、成年後見活動支援機能で、成年後見市長申し立て、この必要性を検討しまして、市長申し立ての申請が円滑にできるよう市に提言するとともに、親族後見人への専門相談の機会を

つくるもので、また、法人後見につきましては、他市等の動向を見ながら今後検討するということが望ましいとされております。

5つ目は、権利擁護に係る人材養成、人材育成機能で、市民後見人や生活支援員の養成を行うとともに、支援者人材バンクへの登録を促進し、権利擁護に係る各種活動への人材確保や、権利擁護を実践する職員の人材育成を行うもので、最後、6つ目になりますが、権利擁護に係る広報・啓発機能となっております。

一方、センターの運営ということですが、高浜市における権利擁護推進の第一義的な責任主体である行政と、地域福祉推進の中核を担う社協とが協働しまして、センターの運営に当たるものとされております。

また、センターの運営体制につきましては、センター機能の推進と検討等を行う運営委員会と、実務を担う事務局によって構成し、運営委員会は市が設置し開催すること、そして、事務局は社協が担うこととされております。

加えまして、専門家との定期的なケース検討を行う場も必要になるため、専門家とのネットワークができ次第、そういった検討の場の運営も行うのが望ましい、こういう御提案をいただいております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 先ほど言ったように、昨年視察をした中で、さまざまに権利擁護に関しての勉強をさせていただきました。そういった意味でいうと、本当にあるべき姿だなという気がいたします。これはただ、この検討委員会からの提案ということでありまして、高浜市としては、それではどのようにセンターを構築していくのか、この提案を受けてどうしていくのかということが現在決まっておれば、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 検討会からの提案を受けまして、まず、高浜市権利擁護支援センターとして市が設置してまいりたい。そして、検討会から御提案いただいた、今申し上げました6つの機能を持つセンターとなるよう目指していきたいというふうに考えております。

また、運営につきましても、御提案いただいたとおり、市と社協との協働運営とするとともに、運営体制としましては、事務局については社協が中心的に担い行政が支えるという2層構造をとってまいりたいと考えております。

なお、御提案いただいた運営委員会につきましては、センターと市等の行政機関や、地域との連携など、より広い視点に立った市全体の権利擁護支援システムの推進について検討する場としまして、学識経験者ですとか司法関係者、医療関係者、民生委員、事業者、市の職員などで組織します、権利擁護支援システム推進委員会を設置することといたしました。

また、この委員会の中にセンター機能の充実に向けまして検討等を行う、権利擁護支援センタ



一運営部会というのも置きまして、事務局とともにセンターの運営に当たるとしております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） おおむね検討会からの提案に基づいたセンターを構築していくというお話だと思いますけれども、特に、社協が事務局をやる、その実施主体は、行政が協力する体制をとっていくということは非常に大事なことだと思いますけれども、この中で、多分、市民の方々がわかりにくいというのは、なぜ社協なのという話だと思うんですね。権利擁護という部分の中でいうと、行政がやっていくべきじゃないかというような話も、当然される方、考えられる方がおると思うんですよ。これはまた後で、いろいろと法人後見等の問題もありますので、そこでまた伺っていきますけれども、私どもが行政視察をした地域でも、やはり社協が事務局をやっておるといって一般的でありました。そういった点でいうと、社協に、決して押しつけておるとかいうものではなくて、これは大事な手法なんだということを、また後でただしていきたいということをおっしゃいますけれども。

大事な部分は全て網羅されていると思いますけれども、やはりこれは、どうやって動かしていくかということが一番大事になっていくと思います。特に、センター機能の中で重要視されるのは、スーパーバイズコーディネーター機能というところだと思います。これは非常にわかりにくい話なんですけれども、要はプロフェッショナルな人材を育てていくということですよね、このセンターを使って。そういう人材を育てていくということを考えると、このセンターの機能を十分発揮させるためには、いつからセンターをスタートしていくのかということ、そのスケジュールというのは非常に大事だと思います。センターの体制を整えていくスケジュールというものを、教えていただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） まず、センターの開設につきましては、本年10月1日といたしまして、今後、専門家とのネットワーク構築を順次行ってまいりますとともに、11月から権利擁護専門相談支援機能として、弁護士及び司法書士による専門相談というものを実施してまいります。スーパーバイズコーディネーター機能を担う職員につきましては、当面、弁護士、司法書士など、専門家の方の力をおかりしまして、ケース検討会に出席していただくなど、権利擁護事業に対して一緒に取り組んで行く中で御指導いただきながら育成していく、そのように考えております。

また、成年後見活動支援機能の法人後見、この体制整備につきましては、今後、高浜市が単独で実施する場合の検討ですとか、他市の動向を見ながら、広域での可能性の検討などを行い、平成28年度をめどに実施体制を整備してまいりたい、このように考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今、法人後見の話が出ましたけれども、きょうでしたかね、刈谷市が後見

センター開設を目指してやっていくというような新聞報道があったと思いますけれども、各市でもやっぱり成年後見、あるいは権利擁護の必要性というものを感じ取って、そちらの方向に動いていくときになっておるんだなということを思いましたが、先ほど言った、広域の実施も視野に入れて検討するということですが、広域での実施というのはなかなか難しいところがあるのかなというふうに思います。やっぱり、センターの設置がされていないですとか、いろんな事情があって足並みがそろわないところも十分に考えられますので、そういった場合というのは高浜単独で実施をしなければならない、法人後見に関してですね。

そうすると、センターを運営するのは社協というお話でしたので、社協が受け皿になるという可能性が一番高い。そうすると、成年被後見人が社協の実施する介護保険サービス等を受けている場合は、利益相反に当たるということが言われております。これは実際、昨年、品川の成年後見センターを視察させていただいたときにも、私のほうから質問をさせていただいて、そういう問題はどうかという話もさせていただきましたけれども、利益相反に当たるかどうかというのは、それぞれの個別事案によって考える必要がある、要は裁判所と相談する必要があるというお話でしたし、特に問題になったケースは今まではないというお話を当時はお聞きをしましたが、高浜の場合は、社協が法人後見を実施する場合に利益相反といった問題、これはどのようにお考えでしょうか。まず、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 利益相反という問題でございますが、議員が今おっしゃられたように、社協が法人後見を実施する場合には、やはり個別事案ごとに検討していく必要があるだろうと。そして、利益相反になるおそれがある場合には、裁判所やセンター、運営部会、ここと協議して、問題ないことを確認した上で受任するということになります。また、協議した結果、問題があると判断された場合でも、受任後に介護保険サービスなどのサービス提供事業所を、社協から他の事業所に変更することで受任することは可能であると考えますし、あるいは法で定める後見監督、この機能を利用することや、センター運営部会には弁護士ですとか、司法書士の方にも入っていただいておりますので、センター運営部会を活用することで利益相反を回避することは可能であると、このように考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） どちらにしても、何らかの方法がとれて受任ができるという、そういう手法をもって考えていただければ、これは安心になるわけですが、28年度までに体制を整備するということですので、ぜひ実現をしていただきたいというふうに思います。

これはなぜかといいますと、実は、今まで成年後見ニーズというのは、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の方が中心的に担われているわけですが、認知症等で物事の判断が十分できないで、第三者に財産管理を委ねる成年後見制度の利用者数、これがつい先日、平成25年

末時点の人数が出ました。9月2日の最高裁の調査ですけれども、17万6,000人全国であるそうです。さらに、これは前年よりも、つまり、24年よりも1万人ふえているというデータもございます。内容別では、預貯金の管理・解約が最も多くて、その次に続くのが介護サービスの契約ということだそうです。この制度が始まったのは、平成12年か13年ぐらいだと思いますけれども、この当時、配偶者とか子供などが親族として後見人を務めるケースが当たり前であって、全体の91%であったと。それが、平成25年では42.2%まで下がっている。逆に言うと、親族以外の方が後見人を務めるというケースが57.8%も平成25年では占めておるといことです。それだけニーズが高まっていて、なおかつ後見人が足りないという話なんですよ。

ぜひ、こういう部分でいうと、最近はやりの言葉で言うと後見爆発ということで、ニーズの急激な増加のことをいうようですけれども、これまでに中心的に担っていただいた専門職の方だけでは、もう絶対に無理だということになると思います。ですから、この権利擁護支援センターにおける成年後見の実施体制に関しても非常に重要である、積極的にやらなければいけないんだということになると思います。そういう意味でいって、今、専門職じゃなくて、あるいは親族じゃなくて成年後見になる人というのがこれだけいるよということになると、市民後見人の養成というものも、当然、重要な位置づけとして考えなければならぬと思いますけれども、センター機能の中で、支援者人材バンクの構築と市民後見人の養成ということがありましたけれども、この人材バンクというのをいつまでに構築するのか、そして、市民後見人というのはどうやって養成していくのか、これについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 支援者の人材バンクにつきましては、これから検討しまして、平成27年度の早い段階での構築、これを目指してまいりたいと考えております。その中で、現在も市から受託して社協が実施しております、生活支援員派遣事業という事業がありますが、この中で、福祉サービスの利用の手続などの日常の身の回りの面倒や金銭管理など必要な支援を行う方を、生活支援員として、現在、生活支援員養成講座を受講された方で15名の市民の方が登録をされております。まずは、この方々に支援者人材バンクに登録をしていただくとともに、今後も養成講座を開催して、登録者をふやしていきたいと考えております。

そしてさらに、生活支援員として経験を積んでいただいたその方々に、今度は市民後見人養成講座を受講していただきまして、市民後見人としても支援者人材バンクに登録していただくことで、地域における権利擁護支援ネットワークを広めていきたい、このように考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） その進め方というのは非常にいいと思います。要は、生活支援員としてある程度の経験を積んでいただくことによって、市民後見人というものをしっかりと理解して、また、その養成講座に入ってから知識、技術、さまざまなものの吸収も違ってくると思います。

ぜひ、そういうステップアップ方式というものをしっかりやっていただくということが大事なかなというふうに思いますので、なかなか難しいことだとは思いますが、市民後見人という役割は。そういう部分でも、支援センターの存在というのも、非常に安心感につながるものだということだと思いますので、そういった、時間がないんですけれども、十分に時間をかけて、慌てないで、慌てないけれども急いでやっていただきたいということになると思います。そのところはぜひ、その進め方、進めてください。

それから、この4月に、高浜市には新たに福祉まるごと相談グループというものが設置をされております。そういった意味で、福祉まるごと相談グループと権利擁護支援センターですね、今度つくられるのは、この位置づけについて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

多分、きょう聞いておられる皆さん、それから傍聴の方も見えますけれども、何をそういっばいつくるんだみたいなイメージになってしまっているのかなという気もしないでもないものですから、ちょっと確認をさせていただきますけれども、福祉まるごと相談グループは、複合的な問題や、制度のはざまの課題を抱えている人や、どこに相談していいのかわからない人の相談を受けて、支援に向けて調整を行う、福祉における全体的なコーディネート役ということ。そしてまた、福祉まるごと相談グループを設置したことで、相談支援体制が充実して、これまでも複合的な問題を抱える方々に対して十分な対応をしてくれているけれども、次に、権利擁護という問題に関しては、法律あるいは法律等の専門家の支援を受けないと進めていくことができない部分があるから、その部分に対しては、まるごとグループからセンターにつないでいくという考え方。そして、専門家に必要な指導や助言をいただいて、については職員の能力のアップも図っていくと。それから、複雑化する市民の課題に対してもしっかりと支援をしていくと。

したがって、センターは市民の相談を直接受けるために設置するのではなくて、福祉まるごと相談グループの職員などが、支援困難な権利擁護上の問題についてセンターにつないで支援をしていく職員の下支え、あるいはケーススタディーによる職員の能力アップを行うバックボーン的な位置づけであるというように理解をしたいと思っておりますけれども、そういうことでよろしいですか。一度御確認をしたいんですが。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） ありがとうございます。議員のおっしゃるとおりでございます。

これまでも、相談支援機関の職員が支援を行っていく中で、法的な問題を、成年後見制度の利用支援や、虐待問題などの権利擁護につきまして、法的な問題を含めどう進めていったらいいかわからずに支援が進まないことも多々ございました。そのような複雑化する問題を、その解決に向けて、相談支援機関の職員を支え、一緒になって取り組んでいくのが、センターの最も重要な機能であると考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） とはいっても、わからんと思うんです、位置づけが。

それで、実際にセンターができることによって、これまでの支援と、センターができた後の支援とではどう変わってくるのかというものを、一つモデルケースとして私のほうから出させていただきますので、具体例をもとに御答弁いただければと思います。

例えば、80歳代の判断能力の欠けている認知症の母親と、50歳代の息子さん2人世帯で、ほかに親戚などの親族もいない。息子の収入はほとんどない上に多重債務に陥っていて、母親の年金を搾取している。このような世帯というのはそうはないとは思いますが、先ほどから出ているように複雑化した事例という意味の中でのお話ですので。このような世帯があった場合に、今後の認知症高齢者の増加、核家族化などの進行、加えて経済状況の悪化などによって、将来、やっぱりふえてくる可能性もあるというふうに思います。

こういったモデルケースの場合はどのような状況になるのかということ、センター設置前と設置後とでどう変わるのかということ、少しお答えいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） おっしゃいますように、確かに複雑なケースというのが大変ふえてきておまして、そのような相談が福祉まるごと相談グループに入った場合におきましては、福祉まるごと相談グループが中心になりましてケース会議を開催することとなります。そのケース会議で支援方法を決定してまいります。

この場合、まず息子さんの多重債務を整理して、母親を成年後見制度につないでいくという支援の方法は確認できます。しかし、これまでの場合ですと、その息子さんにコンタクトをとって、法的な問題なども含め、手続を進めていくための知識と経験のある職員がいないため、具体的な支援方針が決まらず、その後の手続などの支援につながらない状況でございます。

一方、この10月に支援センターが開設された場合、弁護士等のネットワーク構築によりまして、ケース会議に法律職などの専門職に入っていただくことで、具体的な手続をどのように進めていくかについて御指導、御助言をいただけることで、支援方針を迅速に決定することができると考えております。

また、その後の手続におきましても、11月以降におきましては、弁護士または司法書士によりまして専門相談を定期的に、隔週、1週間おきで実施するほかに、必要に応じまして随時でも専門相談のできる体制を構築いたします。

具体的な手続段階に入りましても、その都度専門家に相談しながら進めていくことができることによりまして、より迅速かつ的確な支援の実施が可能になるとともに、職員が専門職と一緒にあって支援に取り組んでいくことで、職員の育成にもつながるものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

この考え方で多分いいとは思いますが、権利擁護の推進というものを進めていく、その前に福祉まるごと相談グループというものをつくる、これはもう、きちんと計算されたというか、このステップでやっていくんだというレベルの中で行われてきたというふうに私は考えたいと思います。でないと、これもあります、何もありますというような状況の中で、実際にそれがどう機能しておるかというのは、特にこの権利擁護センターというのは、表にそう出てくるわけじゃないですよ。月に何回会議をやりましたよとか、こういう方々が運営委員会に入っていますよということはわかっていますが、こういう事例をこういうふうに解決しましたなんて話は一切表に出ないんですよ。そういう部分でいうと、やはりこういったところにも、当然お金もついていきますし、職員の労力もついていくわけですから、きちんと何のためにこのものがあって、こういう機能をさせていくんだということを明確にわかるようにしていただきたい。

そのためには、一番初めに出しました、この権利擁護推進センター設置検討会の報告書、これを、まず議会にしっかりと示していただいて、説明をいただいて、我々が理解することによってそこからの波及効果もあると思います。それから、これもかみ砕かなければわからない話ではあるとは思いますが、広報等さまざまのところを通して、市民の方々にも発信をしていただきたいと思います。要は何かといたら、権利擁護支援センターがあるからという話ではなくて、まるごと福祉のグループに何でも御相談くださいという、その安心感に結びつけていただきたいと思います。

もっと、うがった言い方をすれば、権利擁護支援センターだとか、まるごと福祉の相談窓口なんていうのはない世の中が一番いいですよ。そんなところにお金を使わない、労力を使わないで、市民が幸せに生活ができる町をつくれと言えばそれで終わっちゃう話なんですよ。けど、そんな時代ではないです。考えもしないような、本当にテレビだとか映画だとかという世界でしか知らないような複雑な事例が多々ある世の中であるのは事実であります。

そういった部分でいうと、ぜひ御活躍をしない状況が一番いいわけですので、それでは逆に意味がありませんから、私は提案をさせていただきます。半分は職員の育成、能力のアップ、そういったところに使っていただきたい。そういうふうに思います。

検討会の報告書については、議会のほうにはどのように報告をされるか、1つ伺っておきます。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 検討会の報告書でございますが、最終日に全協のほうで報告をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、権利擁護に関して言うと、市役所を想定していただくと、駆け込みの窓口というのは、例えば、福祉まるごと相談グループがありますよという話ではなくて、

権利擁護に値する事例の発見をする場面はたくさん考えられると思うんです。

例えば、収税、税金がきちんと納められていないとか、あるいは、ごみ屋敷みたいな家があるけれども、どうなっておるんだろうかというところから、例えば、そこにお住いになる認知症の方の発見に至ったりだとか。要はどういうことかということ、市のほかの部署、福祉部でない部署が窓口になる可能性があるんじゃないかなということだと思います。これは、権利擁護の支援センターにつなげなければならないことではないか、福祉部にしっかりと連携をとらなきゃいけないことではないのかと、あるいは福祉部のほうからそちらの部署につなげてくる可能性もありますよね。

そういった点でいうと、全庁的な取り組みというのが当然、考えられるわけですがけれども、そういった部分では、今でも本庁と福祉部とは離れていますけれども、連携を含めてどのようにお考えになるのか、お聞かせをいただきたいと思いますがけれども。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 全庁的な連携体制ということでございますが、この検討会の報告書の中にも、関連する部署、機関、団体等の情報共有や連携が必要不可欠になるということが書いてございます。

それで、全庁的な連携体制ということでは、先ほど申し上げました、市全体の権利擁護支援の推進について検討する場で、権利擁護支援システム推進委員会、こちらのほうで、福祉部だけでなく関連する部局を、少し先になりますが入れていきたいと、このように考えておりますし、それから今後、新たな課題ということで、生活困窮者の自立支援、こういう課題もございます。これらとあわせまして、例えば、市民総合窓口センターですとか教育委員会、まち協、町内会を所管します企画部などと連携する体制として、支援調整会議のようなものを、今後開催していく方向で考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 最後になりますけれども、今言った、連携等が非常に重要になってくるといってお話をもとに考えると、例えば、市庁舎の整備事業に関してもそうですけれども、そういったものをきちんと職員の皆さん方が理解をしてやっていけるのかどうなのかということも、大事なことにつながると思います。ハードが全てだとは言いません。まだ、それぞれの考え方、それぞれの部署の考え方、いろいろあると思いますけれども、悲しいかな職員の皆さん方というのは、異動があります。いろいろな部署にかわる可能性もあります。そういったこともありますし、市民の戸惑いをなくすためにも、しっかりとさまざまなことを御理解していただいて、どんな動きにも対応ができるようにということが一番重要なことというふうに思っております。

それと、もう一つは、先ほども少し言いましたけれども、今までの福祉のあり方、高浜市の福祉のあり方、それから、この4月からまるごと相談グループができたという形、その後、権利擁

護支援センターができるという形、これはきちんと段階を踏んで、ステップが上がってきておるんだということを、これは大変申しわけない言い方ですけども、現場の職員の方々が一番理解をしないといけないと思います。今までやれておったんじゃないのという声もあるんじゃないでしょうか、中には。これを入れることによって面倒くさい話になったとか、これを入れることによって余分な仕事がふえたとか、万が一、そんなような形になっておるのであれば、これは政策の伝え方が足りないというように思うんですよ。これはここだけの話じゃなく、全体的にそうだと思いますけれども、きょうは権利擁護のことで話をしておりますので、こういう形でお話をさせていただいておりますけれども。

最後ですが、急な振りで申しわけないですが、市長、こういう複雑化するさまざまな課題があると思います。そういったものに対しては、本当に積極的なステップを踏んでやってきていただいておりますけれども、一度そここのところの意気込みを、要は、我々は議員ですから、いろんな議案が上がってくるんでわかりますけれども、補助金が出るからこれをやるんだとか、こういうものはやりだからこれをやるんだとかということでは決してないんだという部分はわかっております。わかっておりますけれども、それをしっかりと職員の方々に伝えていただいとところを、一度お気持ちをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（磯貝正隆） 市長。

○市長（吉岡初浩） たくさんの見識ある御意見をいただきましてありがとうございます。

今、お話がありましたように、私どもが決して思いつきでやっているわけではないということをお話しさせていただきます。

例えば、この権利擁護の問題、認知症だとか障がい者の方たちの権利をどう守るかというところにあるんですが、認知症一つとっても、その側面を考えるとたくさんのものが、御家庭で見られなくなってしまう場合にどうしたらいいかと。ハード的なものが要るだとか、目に見えるようないろんな施策が要するという中で、グループホームの建設だとか、24時間の訪問介護をやるだとか、そういった話も出てくるし、今の権利擁護の体制は必ず必要になるだろうということの課題が、1つのことをとっても周りに幾つかあると。それを順次構築をしていくのに時間がかかるものもあるから、準備段階から早目に手をつけてやっていくという中で、最終的に権利擁護の問題には、2、3年やっぱりかかっているんですよね。きょうやってあしたできるということではありませんので、今後想定される課題に対してどう対応するかという中で、私どもは取り組んでおります。

それが、また今、生活困窮者の話もそうでした、生活困窮者の課題というのが国から出ました。そういう話の中に、どういったところに気づきがあるかということ、例えばちょっと関連性がないように思われるかもしれませんが、保健師さんの、例えば地域担当制、こういったものは何を考えて出ているかということ、我々はこういう課題に対して個別の事案について見ておるのではなく



て、地域だとか家庭をどう支援するかということの中で、やはり保健師さんについても、それから、我々が今、まるごとと、なぜまるごとになるかということ、個人ではなくて、複雑化する課題を、家庭だとか全体を見ていく必要があるという部分もあってやっておるということでございます。

だから、お話があったように、これから私どもが進めていく政策というのは全て、課題に対してどう取り組むかという中のその取り組み方を、幾つかの方面に総合的に判断をしてやっていくということが重要であるかというふうに思います。まさに今、権利擁護センターに関しては、そういう形ででき上がってきておるということを御理解いただき、我々もこれから、こういう問題を総合的に見ていく目を職員にも持ってもらって、なぜこれが必要なのかということを理解していただくようなことも、内部でもきちんとやっていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

いいですか。終わりましたか。

○9番（北川広人） もう終わっていいです。しゃべっていいですか。

○議長（磯貝正隆） 終わりましたか。

○9番（北川広人） もう時間がないでしょう。

○議長（磯貝正隆） それでは暫時休憩いたします。再開は13時ちょうど。

午後0時1分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、福祉行政について。一つ、男女共同参画社会の推進について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、福祉行政について質問させていただきます。

ひとり暮らしをする65歳以上の男性のうち、会話の頻度が2週間に1回以下の人が6人に1人に上がるなど、国立社会保障人口問題研究所の調査で、独居の高齢男性が孤立しがちな実態が明らかになりました。同調査では、単独世帯と夫婦のみの世帯で65歳以上の男女約3,000人から生活の実態や地域とのつながりなど調べたものです。電話も含めてどの程度人と会話をしているか聞いたところ、夫婦のみの世帯で男性の場合は、妻との会話もあり毎日が85.4%、独居男性は50%にとどまりました。2週間に1回以下では、夫婦のみの世帯の男性が4.1%に対し、独居男

性は16.7%とその差は歴然としております。一方、独居の高齢女性の場合は、会話が2週間に1回以下と答えた人は3.9%と女性に比べると男性の会話の少なさが際立っています。

また、看病や介護などで頼れる人がいるかどうかを聞いたところ、いないと答えた65歳以上の独居男性は5人に1人の18.8%に対し、女性は8.1%と、ここでも独居男性の孤立傾向が鮮明となりました。社会から孤立する人がふえれば、今後、相次ぐ孤独死につながりかねません。

一方、孤独により高齢者の認知症がふえることを懸念する声もあります。認知症は早期発見が何より重要です。家族や地域住民などが、日ごろから高齢者にかかわり、早く変化に気づき、対応することが発症を抑制するポイントになります。

そこで、初めに、本市における単独高齢者の現状と見守り態勢についてお尋ねをいたします。

ひとり暮らしの高齢者の世帯数や孤立化の現状につきまして、また、見守り体制の進捗状況についてお伺いをします。

それから、高齢者の孤独死の実態とその対策につきましてもお尋ねをします。

高齢者の孤独死が全国で問題になっていますが、栃木県真岡市では、ひとり暮らしで65歳以上の高齢者を対象にした緊急通報装置と空間センサー、開閉センサー、熱センサーを併用した緊急通報システムを試験的に導入しました。24時間以上人の動きやドアの開閉が感知できなかった場合、ケーブルテレビのインターネット回線を通じて警備会社に自動通報され、職員が25分以内に、自動体外式除細動器（AED）と救急セットを搭載した車で利用者宅に駆けつけます。同時に玄関の外につけられた赤色ランプが点滅し、利用者に助けが必要なことを近隣にもお知らせすることができます。地域の見守り体制の強化という点でも期待がされております。

また、ひとり暮らしのお年寄りが安心して暮らせるように、本市におかれましても導入していただきたいと思いますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、男女共同参画社会の推進について質問をさせていただきます。

日本は、今後、人口減少、少子高齢化が進み、生産活動の中核をなす生産年齢人口が減少していく人手不足という労働問題に直面しております。このような中、第2次自公政権は、女性が輝く社会をつくるとして女性の活躍を成長戦略の中心的な柱の一つとして位置づけをしております。2020年までに、指導的立場にある女性の割合を3割へと引き上げる政府目標の達成に向け、自民・公明の与党両党は、6月11日に、女性が生き生きと活躍できる社会の構築を目指す女性の活躍推進加速化法案が衆議院に共同提出をされました。この法案では、日本経済の持続的な発展には、社会のあらゆる分野で女性の持つ能力を最大限に発揮することが重要で、国、地方自治体、企業に対して女性のワーク・ライフ・バランスの強化や男性の育児、介護参加を促進する施策などが求められております。

しかしながら、女性の活躍を阻む偏見や差別意識はいまだに根強く、国別の政治や経済などの領域における男女間のギャップを示した指標である世界経済フォーラムによりますジェンダー・

ギャップ指数でも、日本は世界の136カ国中105位にとどまっているのが現状です。このような中、公明党女性委員会は、あらゆる分野での女性の活躍を促す女性の元気応援プランを策定し、5月14日に安倍首相に手渡しをし、政府の女性政策に生かすよう申し入れをしました。社会の課題が多様化、複雑化する中、あらゆる分野に女性の力を生かしていくことは、国民生活全体の質の向上につながり、日本再建を大きく前に進めることになります。女性の力を生かせるかどうか、我が国の未来を大きく左右するといっても過言ではないと思います。

そこで、本日は、男女共同参画社会の視点に基づきまして、今後、高浜のまちで、女性が生き生きと輝いて能力を発揮し活躍できるまちを目指して質問をさせていただきます。

初めに、本市における男女共同参画社会の進捗状況についてお尋ねをいたします。

日本では人口減少に伴う人手不足への対応が喫緊の課題です。中でも、最大の潜在力と言われる女性の力を最大限に引き出していくことが重要です。このため、政府は指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度とする目標を掲げています。

そこで、市、また学校における女性の管理職の割合につきまして、また、女性の登用状況として、執行機関の委員や地方自治法に基づく審議会委員での割合について伺います。

女性の社会参加の推進につながる男性の子育て参加を進める必要もあります。男性も育児休暇をとれるような職場環境づくりがなかなか進まないようですが、本市での育児休暇の取得率について伺います。

また、教育現場で子供のころから学び体験し、自然に身につけていくことが最も重要ですが、小・中学校におけるキャリア教育の年間指導計画を作成している学校の割合につきましても伺います。

また、全国各地で、防災対策へ女性の視点を生かす取り組みを進めております。本市におかれましても、防災会議等への女性委員の登用推進など女性の目線での防災施策を進めていかなければなりません。女性の参加状況はいかがでしょうか。

次に、女性のワーク・ライフ・バランスの強化についてお尋ねをいたします。

ワーク・ライフ・バランスとは仕事と生活の調和のことですが、少子高齢化が進み、働き手の減少が将来の社会保障にも影響します。2020年に向け、女性の労働人口が増加し、共働き世帯が増加しますと、何より子育て世帯が安心して働ける環境の整備が欠かせません。特に、保育サービスの充実が喫緊の課題であり、待機児童の解消を急がなければなりません。さらに、延長保育や休日保育、保育所の利用者が入学後も引き続き利用できる小学校での放課後児童クラブもふやしていかなければなりません。今後、待機児童の解消に向けた取り組みについてもお尋ねをいたします。

共働き世帯が増加し、男女の固定的な役割分担意識が少しずつ変化し、中には家事や育児に積極的に参加し、イクメン男性もふえつつあるものの、日本におきましては、いまだに固定的な意

識が根強く、働きながら家庭での家事や育児、また親の介護が女性の大きな負担となり、心身のバランスを崩すなど職場で能力を発揮できなかつたり、将来への不安や豊かさを実感できないなど、このような要因から社会の活力の低下や少子化、人口減少などを引き起こしております。これらのことを解決するには、家庭における男性の家事や育児、また介護などの役割を分担し、ともに助け合っていくことが当たり前の社会へと意識改革しなければならないと思います。

以上のようなことから、子育てや介護と仕事の両立ができるような環境の整備、女性のワーク・ライフ・バランスの強化についてお尋ねをいたします。

次に、女性の生涯を通じた健康づくりについてお尋ねいたします。

女性の生涯にわたる健康につきましては、先進諸国では、既に科学的根拠に基づいた種々多様な女性の健康対策が普及し、女性の健康力の向上と地域社会や職場における女性の活躍を大きく後押しをしております。女性の人生における各段階での身体の特性に応じた総合的な支援を目指す女性医療は、女性特有の病症リスクを低減し、健康を保持、増進する社会的基盤の一つとして、既に多くの先進諸国に定着をしております。このような先進的な取り組みを目指して、国は女性の健康の包括的支援に関する法案の成立を目指しております。

女性の生涯は、幼少期、思春期、活動期、出産期、更年期、老年期と各段階に応じて大きく変化します。男性とは生物学的にも異なっており、この特性に着目した対策を行うことが重要です。平均寿命が伸び、就業等の増加、婚姻をめぐる変化など女性の健康にかかわる問題の変化に応じた支援が必要です。特に、思春期、出産期、更年期における心身の変調は、社会的要素も含め健康面でのリスクがあります。このリスクを克服し、みずから健康、対処力を向上していけるよう手を差し伸べ、支援していくことで、日本の女性の活力を活性化させることができると思います。また、少子化対策の実効性を上げることにつながるのではないのでしょうか。

今まで、本市におかれましても、女性の健康支援としてさまざまな事業を積極的に推進してこられました。今後は、女性の生涯に視点をおいた包括的な取り組みが必要と考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

国は、2020年までに女性の指導的立場を10%から30%にふやすと目標を掲げて本腰を入れて進めていくようですが、国と地方がしっかりと連携していかなければ、実現は難しいと思います。本市におかれましても、ぜひ女性の活躍を加速化させるために、しっかりと取り組んでいかれますよう、当局の見解をお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、小野田由紀子議員の1問目、福祉行政についてお答えいたします。

まず、本市の単身高齢者の現況と見守り態勢についてお答えをいたします。

高齢化が急速に進展する中、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯は、高浜市を含め年々増加をしています。今後はさらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯において、積極的な介護予防を必要とする方や在宅サービス利用者が増加することが予測され、安否確認や緊急時の対応、日常生活における支援ニーズの把握など、地域における生活支援の体制整備に取り組んでいくことが必要となっています。

高浜市では、毎年、地域において一番身近な存在である民生児童委員に御協力をいただき、高齢者実態調査として戸別訪問により調査を行っており、65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯の現状を把握させていただいております。また、調査後の異動は、その都度情報更新を行い、最新の情報として活用しております。

この実態調査により把握している単身高齢者数は、5年前の平成21年4月の時点では663人となっていたが、平成26年4月現在では872人と209人の増となっており、1.3倍の伸びとなっています。この数値は、65歳以上の高浜市の高齢者全体の伸び率1.1倍を大きく上回っています。

また、単身高齢者の現状を見てもみると、性別では男性が300人、女性が572人となっており、年齢別では、65から69歳が207人、70から79歳が380人、80から89歳が254人、90歳以上が31人となっています。

次に、単身高齢者の要介護認定状況は、認定率が16.2%となっており、市全体の認定率16.7%とほとんど同様の数値となっています。一方で、介護認定区分の現状では、単身高齢者の要支援1、2の認定者の構成率は50.3%となっており、高齢者全体の要支援1、2の認定構成比が28.8%であることから、20ポイント上回っています。このことから、単身高齢者は同居家族による生活支援が受けられないため、より軽度の状態から介護認定を受け、必要な介護サービス等を利用しながら在宅生活を送るといった傾向をうかがうことができます。

御質問の単身高齢者の見守りにつきましては、生活支援を必要とする世帯の把握を行うことから始まり、地域の実情に応じ、配食サービスや緊急通報システム、徘徊高齢者への支援サービスなど見守りに代表される生活支援サービスが求められます。

高浜市では、地域における支援者である民生児童委員とシルバー人材センターの見守り推進委員の連携により安否確認を実施していただいております。県営住宅内のシルバーハウジングに居住する高齢者へは生活援助員が支援の中心者となり、生活相談や安否確認、そして緊急時の対応など一連の支援サービスを行っています。加えて、市内新聞販売店や郵便事業、市内金融機関に御協力いただき、気がかりな高齢者等の情報提供をお願いしており、複数の視点から重層的な見守りができるよう努めております。

本年度は、さらにこれらの見守りネットワーク構築の推進を図るため、県のモデル事業である市町村地域活動支援強化事業に取り組むこととし、9月議会に補正予算を計上させていただいております。このモデル事業の目的は、漏れのない高齢者等要援護者支援のため、見守りが必要な

要援護者の存在を把握するとともに、地域の見守りの支援者の体制について、共通認識、理解を深めるとともに、関係づくりを進めることで、現在、実施しております民生児童委員とシルバー人材センターの見守りやまちづくり協議会、新聞販売店、郵便事業等で見守り関係者の連携により、漏れがなくかつ無駄のない効果的な見守り体制の構築をしていくものでございます。

次に、高齢者の孤独死の実態と対応についてお答えさせていただきます。

単身高齢者の増加は、孤独死の増加の要因となります。昨年度は3件の高齢者の孤独死を把握しており、その内訳は、配食サービスによる発見が1件、近隣住民からの通報が2件となっています。いずれも比較的早期の発見でありました。

こうした孤独死への対応は、地域包括支援センターの総合相談支援業務として、継続的な見守り活動が行えるよう地域のさまざまな関係者によるネットワークと顔の見える関係づくりを構築していくことが必要となります。

市では、従来より高齢者住宅福祉サービスとして、単身高齢者の方を主な対象に緊急通報装置の貸与を行っており、平成25年度の実績は193台となっています。また、徘徊高齢者探知支援サービスは13の方が利用されており、配食サービスは1日平均51食提供しています。こうした見守りサービスも積極的に活用していただけるよう取り組んでいきたいと思っております。

次に、緊急通報システムの導入についてお答えさせていただきます。

議員ご質問の栃木県真岡市の緊急通報システムと同様の高浜市のシステムとして、県営赤松住宅、葭池住宅のシルバーハウジング56世帯があります。これは、12時間水道水を使用しなかった場合に水センサーが異常を感知し、自動的に通報するシステムですが、ここ数年は水センサーシステムによる異常感知はなく、緊急通報ボタンを押すなどでの通報のみとなっております。

真岡市においても同様の状況と伺っておりますが、装置導入により、緊急時は玄関外につけられたランプが点滅し、利用者に助けが必要なことを近隣に通報できることから、地域の見守りの役割も担っているとお聞きしております。

高齢化の進展により、緊急通報システム自体も新たなシステムが開発され、付加サービスも充実されています。高齢者の見守りは、地域での見守りと緊急通報システムなどの機器による見守りの両面からの支援が必要な場合もあり、緊急通報システムの有効活用は将来的な課題であると認識をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆）　こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳）　それでは、小野田由紀子議員の2問目、男女共同参画社会の推進についてお答えいたします。

まず、（1）本市における男女共同参画社会の進捗状況についてお答えいたします。

安倍首相は、成長戦略の一つとして女性の活躍を掲げ、昨年9月26日の国連総会における演説

でも、「女性が輝ける社会を実現する」と力説し、その姿勢を改めて世界にもアピールされました。具体的な政策目標として、社会のあらゆる分野で、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を30%以上とするという大きな目標を掲げ、日本経済団体連合会など経済3団体に、全上場企業において、積極的に役員、管理職に女性を登用していただきたいと要請、経済団体側もこれに応じる形で、女性が職場で十分に活躍できるようにしようという動きが広がっております。また、8月27日付の朝日新聞朝刊では、トヨタグループにおいて、女性幹部の登用を計画的に進める動きが報道されました。

そこで、御質問の本市における男女共同参画社会の進捗状況でございますが、本市におきましては、平成6年度に、女性の感性、視点、ニーズを市政に反映させ、住みたくなるまち高浜を目指して、高浜市女性によるまちづくり事業をスタートさせました。以降約20年間、市民と行政の協働のまちづくりを進める中で、女性の力の掘り起こしや活用が多く分野で行われています。本市の特徴は、男女共同参画という特定の事業ではなく、総合計画を推進する各種事業の中で、実効性を伴う推進を図ってきたところにあります。

そこで、本市の女性の活躍状況でございますが、第6次高浜市総合計画（前期基本計画）の進行管理や推進を担ってきました、高浜市の未来を創る市民会議への女性の参画者数では、平成25年度実績で、市民メンバー92名のうち女性は26名で、参画率は28.3%となっており、3割近くを女性が占めております。また、本年6月に取りまとめた市民意識調査の結果では、男性、女性とも55%強の人が地域活動に参加したことがあると答えており、女性に大変御活躍いただいている状況が伺えます。

次に、議員御質問の男女共同参画社会の進捗状況を申し上げます。

まず、高浜市職員の管理職に占める女性の割合では、県が掲げる平成27年度の目標値23%に対し19.6%で、進捗率は85.2%、学校における女性教員の管理部門への登用では、平成27年度の目標値33%に対し27.3%で、進捗率は82.7%となっております。また、市町村の審議会等に占める女性委員の割合では、平成27年度の目標値30%に対し21.0%で、進捗率は70%となっております。

なお、男性職員の育児休暇の取得率では、直近の3年間では、平成23年度に1カ月間育児休業を取得した職員が1名おりますが、平成24年度、25年度に取得した職員はおりません。

次に、教育現場の進捗状況では、小・中学校でキャリア教育の年間指導計画を作成している学校の割合では、市内全ての小・中学校でキャリア教育の年間指導計画を作成しており、平成27年度の目標値100%を既に達成しております。

次に、本市の防災会議における女性委員の登用状況は、会長以下24名のうち、女性の方は高浜市地域婦人会連絡協議会会長と市福祉部長の2名となっております。現在、防災会議の委員の登用につきましては、例えば、愛知県西三河事務所長、高浜幹部交番所長、高浜市議会議長、高浜市医師会長など構成団体様の充て職での委員登用となっております。このようなことから、今後、

第2次自公政権の成長戦略に掲げられております女性の活躍により、幹部職や指導的地位への登用が図られ、その割合が増加することにより、必然的に増加する面もあると考えております。

続きまして、(2)女性のワーク・ライフ・バランスの強化についてお答えいたします。

女性のワーク・ライフ・バランスの実現、強化におきましては、さまざまなアプローチが想定されます。その一つとして、子育て支援の強化が挙げられます。近年、女性の社会進出等により、勤労者世帯の過半数が共働き世帯であるということから、そのような共働き世帯が安心して子育てをできる環境を整えることは、ワーク・ライフ・バランスの実現には重要であります。

高浜市では、増加及び多様化する保育ニーズに対応するため、これまでも認定こども園や新規保育所の新設、家庭的保育の拡充等に伴う受け入れ枠の増加や延長保育の拡充、休日保育の実施等の保育サービスの拡充に努めてまいりました。今後も、待機児童解消に向けた取り組みとして、現在策定を進めている子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、ニーズに応じた子育て支援を実施していくことで、女性が子育てと仕事を両立できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

2つ目のアプローチとして、介護における支援が挙げられます。

介護の現状につきましては、今後、親の介護を理由に離職する人が大幅にふえる可能性が指摘されており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降は、介護による離職問題はさらに重要な課題になると言われております。総務省の社会生活基本調査によりますと、ここ数年は、男性の介護者が増加傾向にあるものの、依然として女性の占める割合は高く、仕事と介護の両立を図ることの負担が女性に偏っている状況となっております。介護による離職を防ぐためには、介護をしながらでも継続して働くことができるような職場環境の整備、そして、介護保険制度などの各種支援制度を活用することも重要となります。

東京大学大学院教授の佐藤博樹氏が「社員の仕事と介護の両立」というテーマで述べておられ、その中で、「相談しやすい環境を整えたり、介護に直面してから情報を提供するのではなく、問題に直面する前に必要な情報を提供することが必要。特に、社員自身が40歳、50歳の時点と、社員の親が65歳を迎える時点が情報提供のポイントで、40歳になると社員は介護保険の被保険者になるので、そのタイミングで介護保険制度の趣旨を説明し、1人で抱え込んではいけないことを認識してもらい、50歳になると、実際に多くの社員が介護に直面するので、さらに踏み込んで情報を提供すべき。また、親が65歳になると介護保険被保険者証が届くので、それをきっかけに、介護が必要になった場合にどうするかについて、社員と親と話し合うようにすることも重要」と述べてみえます。

高浜市では、今後も、介護保険制度によるどのようなサービスが受けられるのかなど、介護に関する理解を深めてもらうための情報提供に努めるとともに、個別の支援では、介護サービス利用の最初の窓口である地域包括支援センターが、介護をする女性のニーズや思い、環境などを把



握した上で、適切な支援につなげてまいりますのでよろしくお願いいたします。

3つ目のアプローチとして、男性への男女共同参画推進の働きかけでございます。

これまで長い時間をかけて形づくられた性別に基づく固定的な役割分担意識は、いまだ根強く残っていますが、時代とともに変わりつつあるのが現状です。内閣府の平成26年版男女共同参画白書によると、男性の就業を取り巻く状況は大きく変化しており、経済的な理由から女性が就業するという例がふえていくことが考えられ、男女とも女性の就業を肯定的に考える割合がふえている。特に、若い世代においては、性別の役割分担に関する意識は、男女でほとんど差が見られなくなっているとされております。

そこで、本市における男性の男女共同参画への働きかけの状況でございますが、主に、行政と市民の皆様、あるいは団体とパートナーシップを保ちながら、子育て支援や地域活動を推進する中で行われております。子育て支援では、保健師が行う「パパママ教室」、よしいけ保育園子育て支援センターでの「パパとあそぼうの日」、市立図書館での「イクメンパパの読み聞かせ」、地域活動の中では、子育て支援グループ「ふれ愛ポートP a mちゃサロン」が行う「育メン・育ジイの学び」や翼小学校区の飛翔（つばさ）の会を初め、地域のおやじの会の活動などを通じて、子育てへの関心を高め、実際に親子が触れ合う活動が行われております。

家族類型、産業、就業スタイル、個人、社会生活等において、変化や多様化が進み、標準的、典型的といった言葉であらわせるような特定のモデルはもはや存在せず、アプローチが難しいのが現状であります。

今後は、男女共同参画が、男性を含めたあらゆる立場や世代の人々にとって必要であるという認識が広まるよう、諸施策の中で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、(3)女性の生涯を通じた健康づくりについてお答えいたします。

健やかに生きがいを持ち、はつらつと生活していくためには、何よりも健康であることが大切ですが、女性の視点から健康を考えた場合、子宮がん、乳がん、更年期などの女性特有の疾病も含め考えることが必要であります。

市といたしましても、女性特有のがん検診事業を中心に、女性に対する支援策を行ってまいりました。この女性特有のがん検診事業は、対象者個人に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を図ることが特徴で、平成21年度から平成25年度までの5年間継続して実施いたしました。がん検診事業自体は、5歳刻みの節目検診として開始されたことから、5年間で事業が一巡したことになります。

厚生労働省は、平成26年度にさらなる追加支援策として、名称を「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」と変更し、新規の対象者として子宮頸がん検診は20歳の方、乳がん検診は40歳の方を対象に事業を実施することといたしました。加えて、平成21年度から平成25年度までの5年間の検診未受診に対して、再度無料クーポン券を配布し、受診勧奨を行っております。

このように、女性特有のがんについては、国の制度設計においても手厚く配慮されており、女性への支援策が講じられているものと考えております。

また、更年期については、女性の誰もが起こる全身の変化で、予防法や対処法をきちんと理解し、更年期を健やかに過ごすことが大切となります。市といたしましても、こうした女性特有の疾病に対して、対象者が集まるような機会を捉え、説明に伺い、女性の生活を健康面から支えてまいりたいと考えております。また、各町内会から選任された地域の健康づくりの推進役である健康づくり推進委員さんの集まりの中で、こうした女性特有の疾病について御理解いただく機会をつくり、地域での普及啓発に努めていきたいと考えております。

最後に、（４）女性の活躍を加速化させるための今後の取り組みについてお答えいたします。

今後、我々はこれまで経験したことのない人口急減・超少子化・超高齢社会を迎えようとしております。こうした中で、家庭、地域、社会における女性の活躍は、これからの厳しい時代を乗り切る大きな方策であると認識しております。

冒頭申し上げましたように、安倍首相は「女性が輝く日本」を掲げ、仕事で活躍している女性も家庭に専念している女性も、全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような日本をつくっていききたいと述べておられます。現在、待機児童解消加速化プラン、３年間抱っこし放題での職場復帰支援、子育て後の再就職・起業支援など結婚、出産後の女性の復職を推進する施策が次々と打ち出され、男女共同参画に対する機運が高まりつつあります。今後も、こうした国・県の施策動向を注視するとともに、あらゆる面における変化をより迅速かつ的確に把握して、従来の考えに縛られることなく、高浜らしさを生かしながら、男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる地域社会の形成を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、再質問させていただきます。

先ほどの御答弁で、単身高齢者の数ですけれども、5年前よりも209人ふえて、現在872人とひとり暮らしの高齢者がかなりふえているということですので、中でも90歳以上の方が31人おみえになるということで、90歳となりますと、いろいろ家事労働、ごみの問題、御苦勞があらうかなというふうにお察しいたしますけれども、90歳を過ぎてもお一人で頑張っていらっしゃるということですので、いつまでもお元気で長生きしていただきますよう、今後もしっかりと安否確認というか見守りを行っていただきたいなというふうに思います。

今回補正で上げられました「見守りネットワーク」ですけれども、6月議会でも目黒区の見守りめぐねっとについて質問させていただきましたけれども、今回、県のモデルで実施するというので、今後さらに高齢者の見守り体制、この安否確認が強化されるということで喜ばしいことなんだと思っておりますけれども、スピード感のある取り組みだなということで、感謝をいたし

ます。

目黒区の場合ですけれども、包括支援センターと見守りの方々との連携が定着しておりましたけれども、この辺の体制について少しお伺いしておきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） 目黒区でも、地域包括支援センターとその地域のつながりというのはあろうかと思いますが、高浜市におきましても、地域包括支援センター職員をまちづくり協議会にそれぞれ担当制として派遣をさせていただいておまして、そうした中で地域の実情を把握しながら、より地域の実態に合った対応をさせていただいておる状況でございます。そうした中で、いろいろ顔の見える関係を構築していきながら、支援をしてみたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。高齢者の方が安心して暮らせるように、こういった見守り体制ですけれども、今後もしっかり進めていただきたいなと思っております。

それから、孤独死が去年は3件あったということですが、早期の発見であったとはいえ、亡くなってから発見されるというのは本当に残念に思います。治療すれば、まだまだ長生きできたかもしれませんので。3件の方は、この緊急通報装置は取りつけていなかったのかどうか。また、御年齢はお幾つになられていましたでしょうか、お伺いします。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） 残念ながらお亡くなりになった方の年齢につきましては、82歳、69歳、68歳でございます。1件の方は、先ほど御答弁の中で申し上げましたが、配食弁当の方が発見していただいて、応答がないということで市の職員に連絡が入りまして発見したケースでございます。あとの2件におきましては、近隣住民からの通報でして、3件とも緊急通報が設置されていなかった御家庭でございます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 残念ながら緊急通報装置が設置されていなかったということですので、やはり、これ緊急通報装置をしっかりと取りつけていただくように、こちら辺の取り組みもしっかりと推進していただきたいと思います。

この緊急通報装置ですけれども、昨年の実績が193台ということですが、実際にこれを利用された方が何件ぐらいあったのかお尋ねします。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） 緊急通報で、昨年度、平成25年度の通報件数でございますが、間違い等の数は除きまして、正報、正しく通報で救急搬送等につながったケースといたしまして18件でございます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） はい、わかりました。18件あったということですので、18件の方は、しっかりと救急搬送されて病院で治療をお受けになったということですので。

ひとり暮らしの高齢者にとりまして、もし自分に何かあったとき、急にばたっと倒れてしまったとき、こういった体調の変化があったとき、こういったことの不安感が一番大きいんだということをお伺いしております。

この真岡市のお話を先ほどさせていただきましたけれども、緊急通報ボタンを押せない状況になった場合に、どこで倒れたり、どこで具合が悪く、洗面所だったり、お風呂だったり、トイレだったり、お家が広がったりすると緊急通報装置までは行ってでも行けない、そういう状況がありますので、そういったことを考慮して新システムを導入されたそうです。この空間センサー、開閉センサー、熱センサー、さらに玄関での回廊ランプの点滅によるこのシステムを家に設置された方ですけれども、やはりそういった大きな不安感を抱えていらっしゃる中で、本当に安心して暮らせるようになりましたというような声も出ておるそうです。

孤独死対策として、今後こういった人感センサーにつきましても、市としまして、今後研究をしていただきまして、ぜひ前向きに取り組んでくださいますよう、これは要望させていただいたと思います。

次に、2問目の男女共同参画社会の推進についてですけれども、昨日、安倍第2次内閣でも5名の女性が入閣されたということで、安倍総理が女性の登用ということで、すごく安倍総理の意気込みが感じられたわけですが、先ほどの御答弁の中で、県のプランの2011から2015に示されております現状値と数値目標の中から、高浜市の女性の登用率等についてお答えいただきましたけれども、この数値をお伺いすると、やや低いようで、県のプランでは平成27年度の数値目標というふうで掲げられておりますけれども、この達成はとても難しいのかなというふうに思いました。しかしながら、高浜市の場合は、高浜市未来を創る市民会議への登用率が3割近く女性が占めているという御答弁でございました。それから55%強の人が地域活動に参加したことがあるということで、女性の皆様がまちづくりに関心を持って積極的に参画してくださっているということで、大変心強く思っております。

しかしながら、この男性職員の育休の取得につきましては、先ほどの御答弁で23年度に1名、それから24年、25年は1件もなかったということですが、この2年間1件もないということはどうなのか、その要因についてお伺いしたいと思います。

それから、近隣市と県の状況もあわせてお伺いいたします。

○議長（磯貝正隆） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 取得実績が低い要因でございますが、人事院の発表によれば、国家公務員の平成24年度における男性の育児休業取得率は3.7%とされており、国においても男性職員の

育休取得は進んでいないのが現状でございます。

内閣人事局のヒアリング調査によれば、使っているのかわからない、取得できる雰囲気ではないと職場の意識改革を求める声が多いようで、高浜市においても同様のことが言えるのではないかと考えております。

なお、本市におきましては、出産や子育てに関する各種制度をまとめました「子育て応援ハンドブック」により職員に情報提供するとともに、毎年4月には、各所属長を子育て応援リーダーに任命するなど、職員の啓発及び職場の意識改革等に取り組んでおります。

続きまして、近隣市の状況を申し上げますと、西尾市、知立市においては実績がございませんが、碧南市、刈谷市、安城市では、3年間で1から3名が育児休業を取得しております。取得期間も8日間から半年間となっております。さらに、県におきましては、平成23年度に知事部局で4名、24年度に9名が取得したと公表されておりますが、25年度の実績については公表されておられませんので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 国も進んでいないというのは承知をしております。

碧南、刈谷、安城で1名から3名ということですが、皆さん御存じかもしれませんが、広島県の知事が、2010年10月に全国で初めて知事みずから育休を取得されたということで、当初はすごく話題になったわけですが、県の職員も含めました中小企業の育休取得率アップにつなげたということがございます。

男女共同参画社会を推進していく当事者が率先して行動しませんと、なかなか意識が変わっていかないでしょうし、皆さんが温かく見守ることができるこの職場の環境づくりもとても重要だというふうに感じました。ぜひ、しっかりと育休がとっていただけるようお願いしたいと思います。変ですが、その言い方、男性の育休ということで、意識改革ですね、進めていただきたいと思います。

それから、防災会議ですが、今のところ24名中2名ということで、これは充て職ということでございますけれども、今後ふえていくことに期待をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

東日本大震災での教訓としまして、女性の視点、これが災害対策でも大変重要であるということで、特に、今後地域におけます避難所での女性のスタッフですとか、女性のリーダーの養成につきましても、ぜひ考えていく必要があると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 東日本大震災発災後の避難所では、物資の備蓄や提供の際、生理用

品、おむつ、粉ミルクがないと、あるいは生理用品や女性用下着が届いておっても、男性が配布をしておるといふこともあり、もらいづらいついった女性特有の御負担、御苦勞があつたとお聞きをしております。

私たち男性では気がつかない部分が多々あると思ひますので、御質問の避難所での女性スタッフやリーダーの養成は、女性の避難所生活において大変重要な役割を担うものと認識をいたしております。今後の女性スタッフやリーダーの養成につきましては、防災ネットきずこう会の取り組みや、今月7日、日曜日に予定をしております吉浜小学校区をモデル地区として開催をいたします避難所開設訓練に、女性の皆様の積極的な参加をお願いするなど機会を捉え、女性スタッフやリーダーの養成につなげていきたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） はい、わかりました。ぜひよろしくお願ひいたします。

本当に、東日本大震災で多くの声を伺つた中では、特に乳幼児ですとか妊婦さんへの対応、女性なんか着がえ一つにしましても、ものすごく神経使ひますし、また、授乳、赤ちゃんにおっぱいあげるそういった場所もないといふことで、女性特有の問題に対する相談が本当にたくさんあつたといふことで、やはり女性のスタッフですとかリーダーの必要性が多く見受けられました。

こういった実態がありますので、今後、今からしっかりとスタッフですとかリーダーの養成に取り組んでいただきますよう、ぜひよろしくお願ひを申し上げます。

それから、女性のワーク・ライフ・バランスの強化につきましては、やはり働く女性にとって、家事もちろん大事なんですけれども、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備が最も重要でございます。特に、子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業といふことで新制度へ向けて準備が進んでいると思ひますけれども、子育て支援につきましては、保育園や学童保育の新制度についての考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ただいまの保育園、学童保育いわゆる児童クラブの新制度に向けての対応といふことでございますけれども、まず保育園では、今年度当初の1歳児におきまして待機児童が発生しておる状況でありまして、その対応といふのが第一に求められるものでございますけれども、子供は今現在減少傾向にある現状におきましては、新規の施設を設置するといふのではなく、まずは現状の事業を活用することから進めていくといふことを予定しております。

具体的には、家庭的保育をまず活用していこうといふところなんです。家庭的保育につきましては、弁当持参であることやまた料金設定において、預け先として保護者の預け先の選択肢に入りにくい現状がありまして、あきがあるのに保育園のあきが出るまで待つといふ方もいらっしゃるという状況でございます。

今回の新制度におきましては、食事の提供が必要になること、また、利用料につきましては現状の保育料と同様な形式という形になってきますので、そういう意味では保護者にとって利用しやすくなり、預け先の選択肢に入りやすくなり利用率が高まってくるのではないかと考えております。

また、対象が6年生まで拡大する児童クラブにつきましては、既存施設である児童センターなどを活用しまして、単に預かりだけではなく、年間を通じて過ごせる居場所を提供していくというような体制を整えることで、子供たちの過ごし方が選択できるような体制づくりを考えておりまして、以上のことは今策定中の子ども・子育て支援事業計画にて示していく予定でございます。以上です。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 新制度において、特に家庭的保育ですけれども、これがさらに充実しまして、小学校へ入学してからも、放課後のお子さんの居場所の整備も、年間を通じて、ここが重要だと思いますけれども、夏休みもありますので、この年間を通じて利用できるように考えてくださっているということで、大変心強い御答弁をいただきましたので、来年度ぜひ間に合うように進めていただきますようお願いを申し上げます。

それから、女性の生涯を通じた健康づくりにつきましては、平成26年度から始まりました働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業についてお伺いしますが、厚生労働省の新たな制度を受けて、高浜市の事業の実施状況をお聞きします。送付の対象者や事業の実施内容につきまして教えていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） お答えさせていただきます。

平成26年度のがん検診の無料クーポン券につきましては、5月末に対象者に郵送させていただきました。子宮がんにつきましては20歳の新たな対象者244名、乳がんにつきましては40歳の新たな対象者361人にクーポン券と検診手帳を送付させていただいております。また、これまでの検診未受診者、子宮がんにつきましては3,844人、乳がんにつきましては3,183人にそれぞれクーポン券を送付させていただいております。なお、クーポン券による検診期間は、平成27年2月末までとなっております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） はい、わかりました。クーポン券によりますがん検診の新たな制度により、これまでの未受診者が検診を受けるチャンスが再度できたわけでございますので、ぜひ多くの市民の方に検診を受けていただきたいと思っております。今後、担当グループもしっかりとPRと情報発信をお願いいたします。

それから、最後の女性の活躍を加速化させるための今後の取り組みについてでございますけれども、御答弁の中で、従来の考えに縛られることなく高浜らしさを生かしながらということをおっしゃっていただきましたけれども、確認の意味で、このことにつきまして具体的な考えをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、雇用環境、就業状況など取り巻く環境が大きく変わってきております。

本市におきましては、今後もこうした変化を的確に把握し、本市の目指す将来都市像「思いやり支え合い手と手をつなぐ大家族たかはま」の実現に向けまして、男女を問わず市民の方、お一人お一人が、その個性と能力を十分発揮していただけるような環境づくりを市民との協働や子育て・介護など各種施策を推進するなかで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。やっぱり高浜らしさということで、これを今後、大いに発揮をしていただきまして、少子高齢社会、人口減少という問題、これから本当に働き手も少なくなってくるので、今後あらゆる分野に女性の力を生かしていただきまして、この高浜市のテーマであります大家族、スローガンですね、「大家族たかはま」の実現と男性も女性も誰もが生き生きと暮らせる高浜の町を目指して、今後もしっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

これにつきましては、しっかりと今後市長のリーダーシップの方もよろしくお願ひします。

以上で私の質問全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は14時10分。

午後1時59分休憩

---

午後2時9分再開

○議長（磯貝正隆） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に8番、杉浦敏和議員。一つ、環境行政について。一つ、防災行政について。以上、2問についての質問を許します。

8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い2問の一般質問をさせていただきます。

初めに、水質浄化の取り組みについてお伺いします。

今年度、私の住んでいる地域に下水道が通るようになるということで、公共下水道整備工事に伴う地元説明会の案内があり、地元の方々と参加をしました。説明会の中で、油ヶ淵の水質がま



だまだ環境基準に届いていません。下水道が整備され、供用開始が告知されたら速やかに利用していただき、きれいな水で川や海をよみがえらせましょうといった内容の話もありました。

油ヶ淵をきれいにしようとの活動は油ヶ淵浄化デーの取り組みやNPOたかはまを初め各団体が稗田川の浄化に努めています。

稗田川を川のみちから見てみると残念ですが汚れた川に見えるときもありますが、活動団体の水質環境モニタリング実施結果からは問題ないと聞いています。

油ヶ淵水質浄化促進協議会の資料から、愛知県唯一の天然湖沼である油ヶ淵は環境基準の5mg/L以下には確かに届いていませんでした。

さらに平成21年度の6.7mg/Lという数字から24年度までの3年間でさらに悪くなっています。平成21年3月議会でアクション油ヶ淵の取り組み状況をお聞きした折には、平成19年度で初めて関連6河川とも同時に水質環境基準を達成しており、その後もほぼ同様に推移しているとの答弁でした。稗田川は見た目には悪いが水質は環境基準をクリアしていると聞いていましたので、油ヶ淵の水質浄化も進み環境基準達成間近と思っていましたが、油ヶ淵を汚しているのはほかの流入河川に悪さがあるのか、はたまた油ヶ淵水質浄化・環境基準達成への計画に問題があるのか、無理があるのでしょうか。

そこでお伺いをします。

一つ、油ヶ淵をきれいにする活動の活動状況及び油ヶ淵と流入河川の現在の状況、2つ目、油ヶ淵水質浄化目標、環境基準達成状況についてあわせてお聞かせください。

次に稗田川の環境整備についてお伺いします。

稗田川及びフレンド公園の草刈り清掃作業は県・市の委託事業としてNPOたかはま、水明会、清流会、かるがも会、神楽山ホテル会などなど地域の皆さんと私も一緒になって活動に参加しています。

平成12年に稗田川「緑の甍」植樹祭が行われ14年になります。まちづくり協議会により間伐も実施され、川のみちの樹木もさらに成長してきました。散歩している方々より森林浴ができるいい散歩道になりましたね、癒しの効果が大きいですよとの評価をいただくと大変うれしくなります。樹木が大きくなることで管理が大変になってくると思います。行政の協力、お力もいただきながら皆さんに愛される川のみちであり続けられるよう地域の皆さんと活動を続けていきたいと思えます。

それではこの稗田川の河川改修及び川のみちの整備についてお伺いします。

一つ、小橋から中根橋の引提の工事が行われていますが、工事期間及び工事の内容は。

2つ目、中根橋より上流、上田橋、新高取橋までの川の拡幅等の計画は。

3、前橋から小橋までの川の拡幅、堤防の築造も終わったと思いますが、川のみちの整備の状況は。

以上についてあわせてお聞かせください。

次にCOP10その後あいち森と緑づくり事業についてお伺いします。

高浜市では2010年に名古屋市でCOP10が開催され、それにちなんで第1回自然学校が大山公園で開校されました。ことしの6月には第5回の自然学校が高取の農業センターで実施されています。暑い時期であり稗田川や専修坊の自然の中での開催が見合わされています。

稗田川での行事としては、高取まちづくり協議会で8月に稗田川樹木看板設置事業のイベントを行っています。内容は稗田川の樹木に名前の看板を作成しつける。この樹木の中のクヌギの大木にカブトムシが集まってくるように仕掛けを作成し、蜜を塗ったり仕掛けをつけてカブトムシ飛んで来い、寄って来いと250名ほどの児童と子供会、保護者の方々で行っています。

初めに、稗田川のごみ拾いから行う子供たちの環境学習です。イベントは川の水での環境学習が終わるとフレンド公園で古武道の演技、水遊び、水鉄砲、スイカ割り、流しそうめん、焼きそば、かき氷と盛りだくさんのイベントで大いに盛り上がり楽しい1日を過ごしました。また、清水町では鮫川まつりが例年行われていますが、最近では清水町に蛍が飛ぶ環境を取り戻そうとする活動も活発に行われています。神楽山ホテル会の皆さんがヘイケボタルの養殖に取り組み、子供たちと一緒に神楽山遊歩道のホテル水路ゾーンに幼虫の放流イベントを行い6月には鑑賞会が実施をされています。

そこで、あいち森と緑づくり事業自然学校についてお伺います。

高浜市では自然学校が5回行われていますが、一つ、その成果と課題についてどのように評価をされているのかお聞きします。

次に、農業の環境整備についてお伺いします。

ことしの夏も結局暑く、熱中症の被害も多く、最高気温の更新といったニュースが話題となっています。温暖化による農作物などにも影響が出るなど、農業のあり方にも変化が出てくると思いますが、高浜市の今後の農業政策はどのようになっていくのでしょうか。方向性などわかっていることがあればお聞きします。

2問目、防災行政についてお伺いします。

昨年8月6日の深夜の大雨、ゲリラ豪雨による被害が中学橋から稗田橋の西側、稗田町三丁目、東側、向山町一丁目で家屋の浸水、車の水没被害が発生をしました。ほかの地域でもこのゲリラ豪雨による同様な被害が発生していました。1時間当たり雨量120ミリを超える短時間の豪雨であり、稗田川や下水道の整備水準である1時間当たり50ミリをはるかに超える大雨が短時間に降ったことから排水処理能力を超え、処理できない雨水が道路からあふれ、道路の冠水、建物への浸水につながりました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

今回の豪雨に伴って向山町内会の要請で説明会が開催をされ、当日の状況などについて行政に出席いただき説明が行われました。当日の深夜の行政の対応のこと、整備計画のこと、地域の

方々よりさまざまな御質問や御意見が出て、問題等が提起されました。

そこでお伺いします。その後の対策などの確認を含めて対策についてお聞きします。

次に防災機能を持った公園づくりについてお伺いします。

論地町では子供が遊べる公園が必要との要望が多くありましたが、論地子ども広場の廃止や秋葉神社に隣接する論地児童遊園が狭くなってしまいました。そうしたことから子供会のお母さんたちからは、ハーモニックタウンの宅地開発でつくられた広場を公園として整備をとの要望もありましたが、なかなかかかないませんでした。今回防災事業に絡め、論地町二丁目高取南部老人憩の家に隣接した広場と一体化して災害時の一時避難所となる（仮称）論地どんぐり公園、敷地の造成がされています。地域の子供会も巻き込んで5回のワークショップを開いてどんぐり公園の内容を確認してきました。先々月の7月にはトークアンドトークをいきいきクラブの会員の方々も交えて論地集会所で行い、（仮称）論地どんぐり公園の状況、計画について行政の担当部署の方に説明をしていただきました。その節は大変ありがとうございました。説明後の質疑は要望、期待も込めて活発な意見交換ができたのではと思います。

そこでお伺いをします。

一つ、現在までの整備状況及び進捗、二つ、今後の計画、予定についてお聞きします。

以上1回目の質問とします。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは杉浦敏和議員の1問目、環境行政について、まず（1）油ヶ淵の環境整備についてお答え申します。

油ヶ淵は長田川、半場川、朝鮮川、稗田川を流入河川として高浜川、新川を通じて衣浦湾に注いでおり、愛知県唯一の天然湖沼でございますが、昭和40年代から水質が汚濁し、昭和48年度に湖沼の汚れを示す指標である化学的酸素要求量、CODの測定を開始して以来、環境基準に達していない状況が続いており、愛知県は、油ヶ淵に流入する汚濁負荷量の約4割以上（訂正後述あり）を生活排水が占めていることから、平成3年3月に油ヶ淵周辺地域を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定し今日に至っております。

油ヶ淵は流域における都市化の進行や水域の閉鎖性により水質の汚濁が著しく、昭和45年に水の汚れを示す指標であるCOD 5 mg/L以内の基準を大幅に上回っている状況にありました。

この対策として県は平成5年度から平成12年度を計画期間とする油ヶ淵水環境改善緊急行動計画清流ルネッサンス21を策定し、計画期間である平成12年度までにCOD 8 mg/L以内を目標とし、愛知県と碧南市、安城市、西尾市、高浜市の流域4市が一体となって下水道や浄化槽の生活排水処理施設の整備、汚泥のしゅんせつ等を行うとともに、生活排水対策実践行動の支援など各種の啓発活動に努めました。

しかし、目標年度の平成12年度の水質はCOD 9.3 mg/Lと依然として環境基準及び計画目標

数値を上回っていたこともあり、平成16年11月に愛知県と流域4市による第二期水環境改善緊急行動計画を策定しました。この行動計画では平成22年度までに油ヶ淵のCODを8mg/L以下とし、河川、湖内対策や下水道整備などに数値目標を設定するとともに流域の4市では下水道整備や合併処理浄化槽の設置などの生活排水対策を、油ヶ淵では汚泥のしゅんせつや砂をまく対策を進めてまいりました。

またこれを受けて県、流域4市の関係機関と住民やNPOの皆様が一体となった取り組みが不可欠であるとし、平成17年5月から本市におけるNPOたかはま、清水町町内会、エコひまわり及び高取小学校稗田川クラブの皆様の御協力により油ヶ淵水環境モニタリング事業を開始しております。その後かるがも会、高取まちづくり協議会などの多くの皆様に活動の輪が広がり現在も御活躍いただいていることは御承知のことと思います。

このような活動の結果、目標年度である平成22年度には油ヶ淵のCODは7mg/Lとなり、目標を達成することができました。

しかし、依然環境基準の達成には至っていないことから、さらなる水質浄化を進めるために平成23年5月、これまで一定の成果があった内容を踏まえ、目標年度を平成32年度、目標数値をCOD6mg/L以下とした、改訂版油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）を策定し、引き続き油ヶ淵の水質改善に取り組んでいるところです。

この計画の進捗状況につきましては、愛知県、碧南市、安城市、西尾市、高浜市で構成する油ヶ淵水質浄化促進協議会において油ヶ淵における水質浄化の取り組みとして河床しゅんせつや湖内覆砂など、河川・湖内対策、下水道整備、農業集落排水、啓発活動など9つの水質改善対策ごとに進捗状況を公表しており、平成26年5月の愛知県が公表した速報によると平成25年度の水質につきましては、流入河川の水質は改善傾向にあり近年河川の汚れを示すBODは環境基準を達成しているものの油ヶ淵の水質は改善傾向にはありますが、CODは7mg/L前後で推移している状況になります。

なお、4つの流入河川の水質の状況につきましては、平成25年度の速報値ではいずれも環境基準のBOD5mg/Lを達成しています。特に稗田川の水質については昭和56年度にBOD32mg/Lとなっていたものが3.8mg/Lに改善しており、これも流域における市民、NPO、町内会、学校など関係者の皆様の御尽力のたまものであると感謝する次第です。

昨年10月に啓発活動の一環であるアクション油ヶ淵in安城において実施しました生活排水対策実践活動アンケート結果によりますと、水質保全のために今後必要なこととして下水道などの整備促進、並びに普及・啓発事業の強化と答えられた方が約7割であった状況から今後も下水道整備などのハード事業と多くの皆様に稗田川に関心を持っていただく啓発事業などのソフト事業を車の両輪とし水質浄化に努めてまいりたいと考えています。

なお、本年10月には高浜市においてアクション油ヶ淵in高浜が開催され、高取小学校の子供

たちの活動発表や稗田川の環境改善に御尽力していただいている皆様への感謝状の贈呈など稗田川と油ヶ淵の水質改善に関心を持っていただく絶好の機会ですので御紹介をさせていただきます。

次に（２）稗田川の環境整備についてお答えいたします。

初めに、稗田川の現在までの整備経過について申し上げます。

まず、護岸の工事につきましては、南中学校の東に架設されています論地橋、それから高取公民館の北に架設をされております法響橋、この間が約1,640メートルの区間でございますが、この区間は平成9年度から12年度に完了をいたしました。その後、法響橋から高取小学校の東の前橋までの340メートル区間は17年度から19年度に完了しているという状況であります。

この護岸工事に合わせて橋梁の改築をしておりますので、最下流の外淵橋から小橋までの8個の橋の改築については平成22年度末までに完了し、その後23年度から25年度にかけて前橋の上流である小橋までの護岸及び樋管の工事が完了している状況でございます。

また御承知のとおり稗田川の改修工事には多自然型の川づくりや水辺の緑の回廊事業を取り入れた改修が行われ、極力自然の材料で自然の川に近づけるための整備がされております。

さて、御質問の小橋から中根橋までの区間の整備期間とその内容についてであります。御承知のとおり事業主体である愛知県知立建設事務所より得た情報の範囲内での答弁となりますことを御理解願います。

この小橋から中根橋までの区間の工事内容は樋管、橋梁などの構造物が集中しており、最初に構造物の設計を進めることが必要となってまいります。そのうち今年度は準用河川鮫川との合流点部分の設計を進めていただいております。設計業者との打ち合わせ時には市の担当も同席することで地域の意見を酌み取っていただいております。

また、先ほど申し上げました樋管、橋梁等の個々の構造物を築造する工事の実施にはまとまった予算措置が必要となってまいります。このことから予算の確保が重要であり、現時点ではお尋ねの区間の整備スケジュールについて詳しく申し上げることができない状況であることを御理解いただきますようお願いいたします。

なお、河川改修の流域の治水のためにとっても重要な役割を担うとともに多自然型を取り入れた河川整備は河川周辺を含めた河畔林の形成など安らぎと潤いを与える役割を備えるものであります。引き続き国・県に対しまして事業の推進、予算の確保を強く要望をいたしてまいります。

次に、中根橋より上流、上田橋、新高取橋までの川の拡幅事業の計画についてお答えいたします。

ただいま申し上げましたように、まずは下流であります中根橋までの区間の河川改修を完了させ、その後に上流部の事業に着手すると伺っており、特に河川の改修に必要となります拡幅用地の確保につきましては、一部については取得されておりますが、全ての用地取得は事業の区間を定めてからの予定であると伺っております。

次に、前橋から小橋までの川のみちの整備状況についてであります。川のみちの整備は歩けるまち高浜薨のみちウォーキングトレイル事業として河川の改修に合わせて堤防道路の舗装、案内板の設置、ベンチ等休憩施設の設置等を国の補助事業を活用しつつ順次進めてまいりました。

御質問の前橋から小橋までの区間の現状は河川整備工事が完了し、堤防道路は未舗装の状況となっており、堤防の背後地のスペースの活用を含めた整備が必要であると認識しております。

そこで他の土木関連事業とこの事業の優先度を考慮しつつ、また現在稗田川をフィールドとして活動してお見えになる各団体、地元の皆様の声をお聞きし、川のみちの基本計画に基づき整備をしてまいりたいと考えております。

次に（３）COP10あいち森と緑づくり事業についてお答えいたします。

御質問の自然学校は愛知県からあいち森と緑づくり都市緑化推進事業の交付金をいただいて実施しております。この事業は都市における樹林地の保全・創出を図る事業や民有地の緑化、県民参加で実施する緑化活動や都市緑化の普及啓発活動などへの支援を図るための事業の実施に要する経費に対して補助を実施することとされており、今回の自然学校も日常生活の中で次第に失われつつある緑について、自然との触れ合いなどを体験・学習する機会を通じて森と緑を社会全体で支えるという機運を広めたい趣旨で実施しております。

自然学校のこれまでの経過を申し上げますと過去５回開催し、第１回は平成22年から毎年開催しております。10月に10家族29名、第２回は平成23年10月に10家族21名、第３回は平成24年8月に10家族17名、いずれも大山公民館で開催いたしました。第４回からは開催場所を高取地区とし、平成24年12月に13家族41名で高取公民館、今年度は6月に14家族33名の参加をいただき高取の農業センターで開催しており、これまでに141名の方の参加をいただきました。

その取り組み内容は油ヶ淵水辺公園の森づくりにかかわっておみえになります安城市在住の森部豊さんを講師としてお迎えし、森部さんが提唱されるエコテラという20センチ掛ける15センチ程度の長方形の植木鉢に土を入れ、そこにコケや植物を植え、クヌギの木に洞のような穴を加工し、昆虫（クワガタ）のすみかとなるワンルームシェルターを設置し、箱庭のようなものをつくります。このエコテラを作成する工程から地球環境に興味を持っていただき、地域の環境に目を向けるといった自然環境を体験的に学習していただく内容であります。

なお、過去５回の開催を振り返り改善すべき点といたしましては、今回参加者の調整に時間を要していることから早目の広報活動を開始すること、また自然学校の開催時期は5月末を目途とし、エコテラをつかったその年にクワガタが飛来し住みつくようにしていきたいと考えております。来年度も継続して自然学校は実施したいと考えておりますのでよろしくごお願い申し上げます。

次に、（４）農業の環境整備についてお答えいたします。

本市の農業は議員御存じのとおり水田を中心として、水稻、麦、大豆、養鶏を主体とする農業が行われてまいりました。市の北部は養鶏との複合経営、南東部は水田中心の土地利用型農業、

南部の一部の農家ではイチジク栽培が行われており、地域ごとに特色ある農業が展開されています。また、本市の農地の地形は高低差があり、大区画の面積が比較的少なく遊水地もあり麦作に不適な水田も混在している状況であります。

このような土地条件の中で米の生産調整を合理的に実施するため、本市を一円とした地域営農を実施し、農用地区域における麦の集団転作に取り組んでまいります。

また、麦収穫後の水田を利用した大豆栽培につきましては、平成13年から国の水田農業経営確立対策の水田高度利用加算制度により、その栽培面積を拡大してまいりました。ちなみに平成25年度作付面積実績で主食用米122ヘクタール、麦41ヘクタール、大豆18ヘクタール、その他地域振興作物1.1ヘクタールとなっております。

作物の作付現状は、水田における土地利用型農業を活性化するため、農用地の利用集積による経営規模の拡大と認定農業者の育成に加え、麦の裏作である大豆を積極的に推進し、ブロックローテーションにより団地化された水田において麦・大豆の本格的な生産拡大と品質の向上を図ることにより質の高い水田営農に取り組んでいます。

ただいま申し上げました現状から本市の農業政策につきましては、この水田営農を中心として引き続き実需者のニーズに対応した販売、作付計画の策定、麦・大豆等の生産技術と品質の向上、認定農業者の育成強化、麦・大豆等の本格的な生産のために必要な基盤整備の推進を行ってまいりたいと考えております。

また、水田における作物も水稲に限らず、麦・大豆等意欲的な営農が地域の特性に応じた作物戦略を実現し、今後も実効のある米の生産調整を実施していきたいと考えております。

お尋ねの環境の変化、温暖化による影響でございますが、先ほど申しましたように、水田営農が中心の本市では温暖化により今後米の収量が減少することが懸念されており、その対策として愛知県農業総合試験場では暑さに強い稲の品種改良に努めています。市といたしましても引き続き愛知県西三河農林水産事務所農業改良普及課と連携を密にし、対策に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 続きまして、杉浦敏和議員の2問目の2、防災行政について（1）ゲリラ豪雨の対策についてお答えいたします。

地元説明会の開催は議員の御質問にありましたように、向山町内会さんからの要請をいただきまして、昨年9月21日にエコハウスで町内会と行政の協働で開催をいたしました。

説明会は34世帯40名の参加をいただき、議題といたしましては行政側より今回の豪雨の特性について、被害の状況について、雨水ポンプの能力や河川の排水能力などについて資料とともに説明をいたしました。なお、説明会における質疑応答の要旨、対策の概要は町内会長さんを通じて関係者の皆様にお伝えをいたしました。

説明会での質疑、意見を含めた内容は大きく3点に分けられます。

1点目は、中荒井排水ポンプの排水能力、ポンプの稼働タイミングや施設の日常点検、維持管理等の排水ポンプに関すること、2点目は車両の移動の場所に関すること、3点目は中長期の豪雨対策に関することとございます。

御質問のその後の対策を申し上げますと、1点目の排水ポンプの稼働のタイミングにつきましては、住宅側の水位と稗田川水位の差が逆転した場合の排水ポンプによる強制排水の要望については、排水ポンプの製造会社と運転方法を検討いたしました。そのような状態での運転は空気を吸い込むキャビテーション、いわゆる空洞現象を発生させ、運転を続けた場合、排水ポンプの破損につながるおそれがあるということで、避けたほうがよいとの結果から難しいことをお伝えいたしました。加えて、河川管理者である県に対して、河川に対する排出容量を増大できないか確認の協議をいたしました。河川の治水安全度を保つことから流下能力以上の排出量の受け入れはできない旨の回答をお伝えいたしております。

2点目の車両の移動につきましては、今回のように深夜、短時間の豪雨で道路の冠水が発生した場合の対策として、地域の方々に内水位の状況をお知らせするためのサイレンを中荒井排水ポンプ場に設置をいたしました。なおサイレンの点検と地域への周知を含めまして、本年5月水防災訓練実施時にはサイレンの吹鳴を行うとともに、改めて緊急時の車両の移動先をお示した図面を配布いたしました。

3点目の中長期の豪雨に対する対策に関することにつきましては、向山町地区では中荒井排水ポンプ場までの排水施設の整備の現状から、側溝等の排水施設の断面積、勾配等については計画排水流量1時間当たり50ミリとして整備をしておりますので、現段階では大規模な貯留施設などの整備計画はありません。しかしながら、例えば浸水実績地域の道路舗装の更新時期には排水性舗装を取り入れることや、短時間で道路路面に降った雨水を排水管等に素早く流入させるために街渠ます等を増加することなどが考えられます。

また現在、雨水対策制度として、平成14年12月1日から高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金制度より都市化した流域において、河川や下水道に流出する雨水をできるだけ抑制することを目的として取り組んでおりますが、各個人や事業者の皆さんの御理解と御協力をいただける新たな対策について有効性に視点を置いて検討をしていきたいと考えております。

次に、(2) 防災機能を持った公園づくりについてお答えをいたします。

お尋ねの(仮称)論地どんぐり公園について、現在までの整備の状況及び進捗と今後の計画、予定についてお答えをいたします。

この公園は、論地子ども広場の廃止に伴い、またこの地区の一時避難所を新たに確保する必要性から、地域防災計画に定める一時避難所として災害時に付近の皆さんが避難できる公園として整備をしております。ハーモニックタウンの宅地開発に伴い築造された公園等、約770平方メー



トルに隣接する市の土地、約630平方メートルを合わせた約1,400平方メートルに新たに防災機能を持った公園として整備することになりました。

新しくできる施設の内容は、防災機能を付加した施設としてかまどベンチ、防災あずまや、防災トイレ、ソーラー照明灯などです。また通常の公園施設は滑り台のついた遊具や健康遊具の機能を持つベンチなどを配置することになります。さらに、この公園の名称にも使われておりますが、シンボルツリーとして常緑広葉樹でありますドングリの木を植樹いたします。

この公園の計画策定につきましては、策定当初から新しい公園は地域の皆さんが愛着を持って利用してもらいたいという思いを込め、さわたり夢広場の計画策定の手法をモデルとして、設計の際にはワークショップを開催し、幅広い世代の方から意見をいただくこととし、子供会の代表、いきいきクラブの代表、町内会役員、高取まちづくり協議会役員をメンバーに、地元市議会の議員2名をオブザーバーに招き、活発な意見交換をしていただき計画を策定し、昨年度より造成工事に着手いたしております。

ワークショップの内容を少し詳しく申し上げますと、平成25年3月を初回として全部で5回実施をいたしました。1回目は老人憩の家と既設の池の活用、子供と老人が活用できる遊具の設置について、2回目は防災施設とマンホールトイレの設置や健康遊具及び幼児用遊具の設置、トイレの維持管理などについて、3回目は2回目の内容の振り返りと再検討について、4回目は高木植栽について、照明施設、複合遊具などの選定などについて、5回目はドングリの木の種類、園名板の材質、公園名の選定と決定などについて、熱心に議論をしていただいております。

御承知のとおり、既に第1期工事の造成工事を進めており、池の周りの護岸ブロック、防災あずまやができるあたりの基盤の整備、のり面整備等はほぼ仕上がっており、工事の工期は今月の14日ですので、もう間もなく工事が終わる予定でございます。

引き続き第2期の工事として遊具施設、休養施設、トイレ施設など施設の設置工事に取りかかる予定で、平成27年3月末を完了予定とし、4月には供用開始を予定いたしております。第2期の工事着手前には再度地域の皆さんとワークショップを開催し、今後の公園の維持管理について、どのように地域の方にかかわっていただけるかななどを調整していきたいと考えており、杉浦議員におかれましても引き続き御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 申しわけありません。先ほど私の答弁の中で油ヶ淵に流入する汚濁負荷量の生活排水が占める割合を4割と申し上げましたが、正しくは7割以上でございますので御訂正をさせていただきたいと思っております。どうもまことに申しわけありませんでした。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

論地どんぐり公園につきましては、2期工事の前には再度ワークショップを開催していただけるとのことで、論地どんぐり公園が地域の子供たちや高齢者が一緒に集える公園にしていけたらいいと考えております。第1期の造成工事が間もなく終わり、描いていた公園の姿に見えてきているのでしょうか。思いが十分でなければ次のワークショップで思いを届けていきたいと思っております。そして、使い勝手がさらによくなるような改善が進む第2期の工事を期待しております。

災害はいつ来るかわかりません。先人は、災害は忘れたころにやってくると言われました。関東大震災の10年後に、集めた浄財で記念塔が建立されました。ここには「不意の地震に不断の用意」の標語が刻まれています。東海・東南海・南海トラフ地震が予測されています。過去の地震発生の周期からいつ来てもおかしくないとの予測がされています。この一時避難所で炊き出しなどの設備や機材がありますが、使えるようにするには訓練が大切になります。行政の方々も一緒になって炊き出しなどの訓練ができるように支援もお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは次に、油ヶ淵における水質浄化の取り組みについて再質問させていただきます。

油ヶ淵の水質はCOD 7 mg/L前後で推移しているとのことですが、流入河川の水質が環境基準のCOD 5 mg/L前後を達成しているとの現状から推察できることは、油ヶ淵そのものの水質が土壌を含め悪いということではないのでしょうか。流入河川の水質をこれ以上きれいにしても油ヶ淵の水質が環境基準のCOD 5 mg/Lが達成でき、きれいな水質になるとは思われません。しかし、流入河川である稗田川は川のみちから川面を見たとき水が澄んだ状態であって、清々と流れている川にしたいと思うこととは別の目標であります。答弁にありました平成32年度の目標値は環境基準のCOD 5 mg/Lではなく6 mg/Lとしているところに、できない理由が隠れているように思われますが、いかがでしょうか。

そこでお伺いします。一つ、油ヶ淵の水質を環境基準COD 5 mg/L達成への取り組みとしては具体的には何がありますか。二つ目、油ヶ淵が県の公園と指定をされ、その事業が進められていると思いますが、進捗状況と完成予定年度がわかればお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 油ヶ淵の水質浄化の具体的な取り組みとその考え方についてお答えをさせていただきます。

水質改善対策としましては、油ヶ淵水質浄化促進協議会におきまして、高浜川水系油ヶ淵水環境改善緊急行動計画の中で、平成32年度までに実施する対策ごとに目標値を設定した9つの対策を実施してございます。主なものといたしましては河川・湖内対策としての河床のしゅんせつを4.2万立方メートル、湖内の覆砂を13.2万立方メートル、下水道整備として下水道普及率を74%、接続率を82%に、合併処理浄化槽を人口全体で1万3,854人に、啓発活動として油ヶ淵浄化デー

における一斉清掃と水環境モニタリングの実施などの対策を実施し、これらの対策は順調に進んでおります。また、その結果につきましては毎年度公表しているところでございます。

なお、本計画の目標値等に対する考え方でございますが、本計画を実施することで計画期間終了時の平成32年度にはCODが6 mg/L以下まで改善され、その後、下水道整備が完了するころには環境基準が達成できるものとしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、油ヶ淵水辺公園の進捗状況と完成予定年度についてお答えします。

油ヶ淵水辺公園は西三河で初めての県営都市公園として平成17年10月に都市計画決定されています。さらに平成18年3月には都市計画事業認可を受け、現在用地買収を進め、平成23年度から公園1次造成工事等が開始されています。現時点における公園整備の慎重状況といたしましては、愛知県に確認させていただいたところ、油ヶ淵の北側と東側の2つのエリアについて現在の事業認可期間である平成28年度末を目標に一部分の開園を目指した整備を進められているとのことです。また、全体の完成予定につきましては、油ヶ淵水辺公園が地域に愛され育まれる公園となるよう、県民参加による公園づくりを行っていることから、今後も十分な時間をかけ整備していく予定であると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

油ヶ淵につきましては県の公園ということで、その整備が待たれるところでありますし、油ヶ淵の水辺がきれいになるということは、そこに流入する稗田川の水もさらにきれいになっておるといことだろうと思っておりますので、そういった部分では地域で一生懸命活動してまいりたいと思います。

それでは次に、稗田川の河川改修及び川のみちの整備について再質問させていただきます。

一つ、小橋から中根橋までの区間は鮫川合流点があり、樋管、橋梁などの構造物が集中しており、個々の構造物を築造する工事にはまとまった予算措置が必要であるとの御答弁でしたが、来年度にはこの部分の工事予算が確保され工事が進むことが期待できますでしょうか。

2つ目、新高取橋までの河川整備計画は、以前お聞きしている内容では平成50年度、25年先までの計画とのことでした。まだまだ先のことで見届けられるのか心配ですが、では新高取橋より上流の河川整備計画はありますか。

3つ目、前橋から小橋までの川のみちの整備は未舗装のままであり、早期に進めたいとの御答弁であり、地元の意見も取り入れ進めたいと思います。よろしく願いをいたします。

川のみちの距離表示についてはウォーキングされる方々も大いに活用されています。ウォーキングされる方々がよりよい施設として利用できるように、何かお考えがあればお聞きをいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） はい、お答えします。ただいま最初の御質問いただきました工事の予定でございますが、稗田川は高浜川水系の5河川のうちの1河川でございます。現在まで優先的に整備をしていただいております。これは河川が市街化区域の中心を通り、過去に水害で甚大な被害が発生したためでございます。今後整備をしていく小橋から上流部については市街化調整区域となることもあり、工事の優先順位も変わってくるのが予想されます。私どもといたしましては、国及び事業主体である愛知県に対して、事業の継続と確実な予算確保について引き続き強く要望活動を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、2つ目の新高取橋より上流の河川整備計画につきましては、稗田川は平成7年11月に策定されました高浜川全体計画に位置づけられた整備計画に沿って事業が進められております。現在の整備計画が平成50年度までの計画であることから現在の区間の事業完了、事業の優先順位等を考慮して新高取橋より上流の河川整備計画の検討が進められると考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

3つ目の川のみちでございますが、川のみちの基本計画について小橋を上流側の区切りとしております。この基本計画は策定から15年経過していることから、川のみちを利用する方々の意識も変化していると思われますので、利用者からの声をお聞きするなど研究を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。稗田川の小橋から上流の部分の整備についてもひとつよろしく願いをいたします。

次に、あいち森と緑づくり事業、自然学校について再質問させていただきます。

開催時期を固定して早目に参加者募集や広報活動を工夫していただける様子であり期待をしております。よろしく願いをいたします。

また、子供の能力を引き出し、伸ばすための教育の一環として、昆虫に興味のある子供たちが参加しやすいように小学校と連携して行うといったお考えがあるのかお聞きします。

先ほどお話をいたしましたけれども、稗田川ではことしの夏、樹木看板取り付けの事業を実施しておりますけれども、ことしから子供たちに昆虫に興味を持ってもらおうということでカブトムシが来るようなそういう仕掛けをしようということで、カブトムシに興味のある子供、またカブトムシを自宅で育てている子供たちに声をかけて多くの子供たちに参加をしてもらいました。そういった部分で小学校と連携して行うという考えがあるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいまの教育の一環として小学校との連携についての御質問にお答えいたします。

最初に、自然学校の講師である森部さんよりお聞きしていることといたしまして、エコテラの

準備、これは自然学校で使う教材の一つでございますが、エコテラの準備や自然学校開催当日手伝いをしてくれるスタッフ、これは全て森部さんの知人と聞いております。そちらの人数などを考えますと、参加者は20名から30名程度としてほしいという希望が出されております。また、講師の森部さんは平日は勤め人でございまして、休日の対応であることを前提として今までは開催を行っております。これらのことから小学校との連携につきましては現状考えることとし、募集を学校経営グループへ自然学校の開催ということで連絡いたしまして、校長会にその趣旨を説明し参加者募集のお知らせ配布をお願いし、各小学校にてその募集チラシを配布していただくこととさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） わかりました。余り多くの子供たちが参加をできるような内容じゃないことがよくわかりました。そうなりますと特にその興味を持った人、子供たちを絞り込んで参加をさせていただくといいのかなとそんなふうに思います。

それでは次に、農業の環境整備について再質問させていただきます。

高浜市の今後の農業政策としては大規模農業はできないということでしょうか。では、第6次産業化への取り組みや特産品づくりといった取り組みについてお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） それでは、お尋ねの大規模農業はできないのかからお答えをさせていただきます。

大規模農業の定義を経営耕地面積5ヘクタール以上を一つの目安といたしまして御説明させていただきますと、本市では営農者を含め5名の方がお見えになります。しかし、先ほど答弁させていただきましたように、本市の農地の地形でございますが、高低差があり、大区画の面積を持つ農地も比較的少ない状況でございます。先ほどの5名の方につきましても、点在する耕作地をまとめると5ヘクタールを超えるということになります。

現在、本市の将来の農業施策を考える中での懸案事項は農業者の高齢化でございます。今後営農者の世代交代と法人組織の設立による面積の拡大を検討する中で、大規模農業化につきましても検証をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、6次産業化への取り組みや特産品づくりでございますが、本市では将来的に農業経営の多角化等で求められる中、地産地消の推進を含め市内で新たな農作物の特産品を開発するため、平成23年6月に高浜市特産物プロジェクト会議を立ち上げ検討を進めてまいりました。

プロジェクトのメンバーは営農者を中心に、産直出品者、消費者代表、農村生活アドバイザー、愛知県農業改良普及課、JAあいち中央等の方々に委員をお願いし総勢13名にて発足をいたしました。

平成23年度では特産物を開発する上で市内5カ所における土壌の調査を行い、どういう農作物

が適しているかを調査いたしました。翌24年度は、今後の多角経営に適した農作物が見つければ農家の協力を得て栽培し、加工品等の試作などを行っていきたいという意見により8品目の野菜を選定いたしました。この後25年度は、この8品目の野菜につきまして検証を実施いたしました。残念ながら1品目を除き7品目につきましては総じて高浜で栽培するには不向きなのではという結論になり、新たに2品目を追加し、試験的に栽培を実施し、この地域の気候や土壌に適した農作物で、消費者にも受け入れてもらえるものになり得るかを検証いたしました。加えて、高浜市未来を創る市民会議産業・観光分科会にも御協力をいただき、結果として青ナス、コールラビ、ジャンボ落花生の3品目のうち、ジャンボ落花生を重点的に進めていこうということで各種イベントにおいて試験販売を実施いたしました。

本年26年度は、市内の農業者に改めてジャンボ落花生の試験栽培の募集をしたところ32の農業者の方より申し込みがあり、現在育成中でございます。

今後の予定でございますが、JAあいち中央内にジャンボ落花生の生産者部会を立ち上げていただき、本格的な栽培に向けて生産者を募り、高浜野菜として普及させていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。ジャンボ落花生、秋の終わりには収穫ができるということで、これは楽しみにさせていただきたいな、またその時期になりましたらいろいろと教えていただきたいなとそんなふうに思っております。

それでは、ゲリラ豪雨について再質問させていただきます。

温暖化によるゲリラ豪雨が発生しやすくなるとの新聞報道もありますが、ことしの5月にポートメッセなごやで、第2回目となる中部ライフガードTEC2014防災・減災・危機管理展が東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議と共催で、自治体、企業などへ対応を促すとともに地域住民の防災意識のさらなる高揚と関連産業の振興を図ることを目的に開催をされております。ここで目についたのが止水板の製品技術でした。低地での住宅で浸水被害に遭われた家では、簡単に盛り土して家を上げることは難しい。過去の浸水被害状況から止水板の大きさを決め、道路が冠水、家屋への浸水を心配するような状況になったとき被害を防げるのではと思います。止水製品と土のうを組み合わせればより効果的ではないでしょうか。

そこでお伺いします。住民の防災に対する考え方に違いがあると思いますので、全て自費での対応は難しいように思いますが、こうした対策を取り入れるお考えをお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今御質問をいただきました対策を取り入れる考えはあるかというようなことでございますが、御質問にございましたように、ゲリラ豪雨が発生した場合に、住宅の敷地の中で耐水化対策をするというのは、今議員の御質問ありましたが、さまざまな方策とい

うのが提案をされております。その中では商品化もたくさんされておりまして、止水を目的とした製品もその用途、使い道によってさまざまなタイプがあるということで、値段では数万円から大がかりな本当に耐水対策工事というようなことも発生する場合があります。例えばガレージに利用するような水圧に耐え得るような駆動式の防水板ですとか、建物の通気口、基礎部分の、そこへ止水を目的とした止水板をつける場合。それから、簡易ではございますがステンレスのレールのところに樹脂ボードをはわせるような止水板。さまざまなものがあります。こういうものはいずれにいたしましても、製品のいわゆる耐久性だとか、それぞれの個別の住宅の耐水化を実施する場合に附帯的な要件というのがございますので、そういった部分も少し課題はあるんじゃないのかというふうに思います。しかしながら、県内では一宮市、小牧市、それから岩倉市、江南市、扶桑町が今御質問いただいたようないわゆる止水板、止水塀等を使った耐水化の対策に対する助成制度を設けておられます。そういったこともこの制度の内容を一度詳しく調査をいたしまして、加えて浸水被害に遭われた地域の方々の御意見も踏まえながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。よかれと思って制度化しても使う人がいなかったり、無駄な制度になってしまってもつまらない話だと思います。県内でそういう助成制度を設けておられるところがあるとのことですので、そういったところを調べてもらったり、あるいは浸水被害地域の方々の御意見、そういったものもしっかりと把握してもらって進めていただけたらと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最後になりますけれども、最近では猛烈な雨が各地で降るようになり河川が決壊したり大規模な土砂災害が起きたりしています。広島での土砂災害は2週間が過ぎようとしています。全国各地で大雨の被害が起きています。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

一方、市町村の防災対応がおくれて被害が拡大する災害も起きています。水害対策の市町村の責任が問われる時代になっています。先月8月17日東海や北陸、近畿地方で降り続いた雨で京都府福知山市は市内全域の3万5,000世帯、約8万人に避難勧告を出しています。雨は同日未明に激しく降り、午前3時までの1時間に91ミリの大雨を観測しています。市街地は泥水につきり、100戸以上が床上浸水被害との新聞報道でした。テレビの報道ステーションではこの福知山市の時間雨量91ミリの報道がされていました。番組では気象レーダー・ナウキャストで当日の雨量の動きを見て大雨が降ることはわかったはずと伝えていました。予知は難しいとの新聞報道もありますが、難しいができる技術が開発されてきているわけですから、使う側が予知できると信じ、市民の安全・安心を守るためにもみんなで創意工夫をしていきたいと思っております。

地球温暖化もあり極地的な豪雨がふえています。自治体が地域の被災状況を迅速に把握することは技術的に限界に近づいているとの指摘がある反面、河川近くの住民から水位を聞き取る災害

モニター制度を発足させ避難勧告・指示を発令する判断に役立てている自治体もあります。みよし市では市のホームページを通じて、局地的な雨量や風速に関する情報の提供を始めているとのこと。

ことしの2月に、東日本大震災被災地の復旧状況と岩沼市の復興計画の状況を視察してきました。このときに、工場閉鎖の危機を乗り越え収益を回復させ、企業を存続させた取り組み内容も勉強してきました。本市も以前トヨタのジャスト・イン・タイムを学び仕事に生かしているとお聞きをしました。学んだことを持ち帰り職場の環境、土壌に合うように改善して活用することが必要だと考えます。ここでは、5Sでもきわめればイノベーションになる、徹底した5Sを実施し、無駄の見える化に取り組まれた事例を学びました。継続して徹底してやりきることの難しさ、厳しさは私も体得してきました。このことを徹底するために私も現場で唱和をしていましたが、この工場にはすぐやる唱和が掲げてありました。それは「すぐやる、必ずやる、できるまでやる」でした。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は15時25分。

午後3時12分休憩

---

午後3時23分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、柳沢英希議員。一つ、高浜市のまちづくりについて。以上、1問についての質問を許します。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので1問、高浜市のまちづくりについて、一問一答で質問させていただきます。

国政において地方分権の考えが示されて20年以上が経過いたします。地方分権という言葉は各メディアを通じて聞いたことがある人は多いと思います。しかし、地方分権の考え方はまだ国民全体にしっかり周知されているとはいまだ言えません。高浜市においても地域内分権を推進し、地域の核、地域のさまざまな団体のパイプ役になるまちづくり協議会が南部地区に設置されてから10年の月日が経過するところでもあります。

そこでまず初めに、10年という月日を経て今回（仮称）高浜市まちづくり協議会条例を制定することになった理由についてお答えいただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まちづくり協議会条例を制定することになった理由でございますが、平成23年4月から施行しております高浜市自治基本条例の第17条におきまして、まちづくり協議



会に関し必要な事項は別に条例で定めるとされていることを受けて制定するものであります。各まちづくり協議会のこれまでの実践を踏まえながら、まちづくり協議会とはこういう要件を備えた組織であるということを知りやすく示すためにまちづくり協議会条例を定めていくものでございます。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、平成23年施行の自治基本条例において別に定めるとされていることを受けて条例を整備してきたことはわかりました。

それでは、このまちづくり協議会条例を制定する目的、狙いについて教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まちづくり協議会条例を制定する目的であります。まちづくり協議会を自治基本条例に設置根拠を持つ公共的な団体として正式に位置づけ、本市の地域自治の仕組みとして担保するために制定いたすものでございます。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

まちづくり協議会条例の制定の目的がまちづくり協議会を公共的な団体として位置づけ、市としてその活動を担保するための条例であると理解をさせていただきました。

ところで、先月パブリックコメントに条例の素案が付されていたと思いますが、それでは、この条例素案がどのような経緯をたどって取りまとめられてきたのかを教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 条例素案の取りまとめの経緯という御質問でございますが、自治基本条例の施行を機に、市内5つのまちづくり協議会の理事長あるいは会長さんに加えまして事務局長さんに一堂にお集まりをいただき、まちづくりに関する意見交換を行う場といたしまして平成23年11月に高浜市まちづくり協議会サミットを発足いたしましたところでございます。

サミットの設置目的、協議内容の一つにまちづくり協議会条例に関することを掲げており、先進事例であります三重県名張市への視察も含めまして延べ12回の会議を重ね、まちづくりに携わっている現場の声、実践を踏まえながら素案を取りまとめたものでございます。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） まちづくり協議会サミットでの視察や多くの協議を経て検討されてきたということですが、長い月日をかけて行ってきたと、検討の過程においてどのような意見が出席者の方々から出されてきていたのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まち協サミットでの御意見という御質問でございますが、さまざま意見が出る中でそれを概略としてまとめますと、地域の主体性・自主性を尊重する内容であること、不当に既存のまちづくり協議会に対し義務を課し、権利を制限するような内容でないこと、難しい表現ではなく、市民に受け入れられやすい簡潔な簡易な内容であることなど、こういった意見が出されました。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今の答弁からしますと、（仮称）高浜市まちづくり協議会条例の性格としてですが、既存のまちづくり協議会に対しいろんな制約を課すものではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 平成24年11月に開催をいたしましたまち協サミットおきまして、まちづくりシンポジウムのコーディネーターとしてもお世話になりましたNPO政策研究所の相川康子氏に御参加をいただき、まちづくり協議会条例の趣旨についてアドバイスをいただいております。その際、相川氏から、まちづくり協議会条例の本質はまちづくり協議会を守るための条例であると、高浜市の場合は活動の方針がぶれないよう、基盤としてつくるもので、まちづくり協議会を市長が認定することによって、市民の誰から見てもわかりやすい公共的団体として担保するものであるという発言をいただいております。本市におきましても、まちづくり協議会条例の本質はそのとおりであるというふうに考えております。したがって、御質問の御理解でよろしいかと思っております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

相川氏のお言葉のように、活動の方針がぶれないように進めていっていただきたいと私も思っております。

それでは、まちづくり協議会条例の中身についてお伺いをいたします。

まず、文体が中身を見ますと、ですます調となっているんですけども、その理由について教えていただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 先ほども少しありましたとおり、まちづくり協議会サミットでの議論の中で、難しい表現ではなく市民に受け入れられやすい内容とするべきとの意見を踏まえ、自治基本条例に倣って、ですます調といたしました。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今では憲法につきましても、若者にわかりやすいようにと学生が若者言葉で直したというようなのがマスコミにも2カ月ぐらい前、取り上げられて話題になっていた記憶がございます。市民にわかりやすいというのは非常にいいものだと思っております。また、まち協条例ということで市民に近いものですので、私も非常に賛成はできるところであります。

次に、第2条の用語の定義に関してでありますけれども、第1号のまちづくり協議会とは小学校区を単位とする地域において、その地域内に所在する町内会、その他の市民公益活動団体の参加を得て構成されている団体であって、市長の認定を受けたものとあり、ここで町内会という言葉が出てきておりますけれども、いま一度町内会とまちづくり協議会の違いについて整理をさせていただきたいと思っておりますので、説明をお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 町内会とまちづくり協議会の違いということでございますが、まず町内会ですが、世帯単位の加入を原則としておりまして、加入世帯を対象に住民同士の相互扶助などの事業を実施しているという違いがございます。地域に根を張っているという強みを持っており、面識社会を構築する上では欠かせない団体であるというふうに考えております。まちづくり協議会の組織、活動面でのかなめとなる団体でもあるというふうに考えております。

次に、まちづくり協議会でございますが、先ほども申し上げたとおり、自治基本条例に設置根拠を持つ公共的団体ということで、小学校区を単位に活動し、小学校区内の市民を対象に事業を実施するというものでございます。

本市の総合計画審議会の会長でもあり、総合計画推進会議の会長もお務めいただいております中川幾郎先生によります「まちづくり協議会の○△□（まる・さんかく・しかく）の法則」という法則を引用すれば、まちづくり協議会は地域別代表である町内会や世代別、性別代表であるPTAやいきいきクラブ、分野別・テーマ別代表である民生委員など、小学校区内の各種団体が一堂に集まり、町内会や世代別、分野別の団体だけでは解決が難しい課題について話し合い、それぞれの力を持ち寄りながら、地域の総合力で課題の解決に当たっているという性格がございます。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

まちづくり協議会は町内会を初めとする各種団体が一堂に集まってできた団体であって、町内会はその組織、活動面でのかなめであるというふうに理解をさせていただきました。

設置されたまちづくり協議会が地域の各団体などを接着剂的な役割をしながら包み込んでいるようなイメージであることがよくわかったかなと私なりに思います。

それでは次に、第3条において、まちづくり協議会の構成員を地域の市民とした趣旨について教えていただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） このまちづくり協議会条例におきます「地域」とは小学校区のことを指し、「地域の市民」は小学校区内に住んでいる人、働いている人、学校等で学んでいる人、小学校区内でよりよいまちにしていこうと活動している団体や人、小学校区内の事業所やそこで働いている人などということで、これは自治基本条例との整合性を図ってこのように定めさせていただいたものでございます。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、まちづくり協議会として市長の認定を受けたい場合、その手続というのはどのようになっているのでしょうか。大まかな流れについて教えていただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 認定までの大まかな流れでございますが、まず、まちづくり協議会の代表者が認定申請書を市長に提出することになります。その際、添付書類といたしまして、まちづくり協議会の規約、役員名簿、当該年度の活動の計画書及び予算書を提出していただくこととなります。市長はこれら申請書等の提出があったときはその内容を審査し、認定するまたは認定しないことの決定をすることとなります。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 市長が認定するまでの流れというのは大体わかりました。

それでは今度、市長にまちづくり協議会の認定を受けるためにどのような要件が必要となってくるのか、そこら辺を具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まちづくり協議会に求められる要件といたしましては6つございます。まず1つが区域、2つ目が構成員、3つ目が多様性・開放性、4つ目が民主性、5つ目が透明性、6つ目が自主性・主体性となります。

具体的には、1点目の区域とは、まちづくり協議会は小学校区単位に1つということ。2点目の構成員とは、先ほどの答弁のとおり地域の市民で構成するということ。3点目の多様性・開放性とは、多くの住民や団体の参加を得て、それぞれの持ち味を生かしながら活動をしており、当該地域の住民が希望に応じて活動に参加することができるということ。4点目の民主性とは、総会の方法や役員選出方法、事業計画や予算編成など、協議会の運営に必要な事柄が規約にきちんと定められ、規約に基づいて運営されているということ。5点目の透明性とは運営や活動について市民に説明できるように情報発信していること。6点目の自主性・主体性とは、自分たちの町のことは自分たちで考え、つくっていこうという意識を持ち、地域にあるさまざまな資源を生かして魅力の向上や課題の解決に取り組んでいるといったことが挙げられます。

こうした要件を満たしているかを審査するため、先ほど答弁いたしました認定申請書や添付書

類を提出していただき、認定の可否について決定してまいります。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

6つ要件としてあるということでありますけれども、今の答弁の中で小学校区にまちづくり協議会は1つということでありましたけれども、急にはないと想定を私もしておりますけれども、例えば今後小学校が人口の増減によって数が増えるといったことが起きた場合ですけれども、そういった場合はまちづくり協議会も比例して増減するというふうに捉えておいてよろしいのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 基本的な考え方としましては、先ほども答弁の中にありましたように1小学校区に1つという大原則がございますので、例えば子供の数が減って小学校が統廃合されればまちづくり協議会も統合をさせていただくというようなこともあり得るということで、例えば逆に子供の数がふえて、小学校の数がふえれば新たにその小学校区にまちづくり協議会を設立するということもあり得るということでございます。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

次に、第7条について伺いたしますけれども、行政の助言及び支援とありますけれども、先ほどまで自主性というお話がちょっとありましたが、これによって行政の関与というのが関与するという範囲がどこまでになるのか、ここら辺が正当性とかというのが、関与する正当性というのが出てくるのかどうか、ここら辺についてもちょっとお答えをいただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 第7条の規定が行政の関与を正当化するんじゃないかという懸念だというふうに思いますけれども、行政の関与については自分たちが住んでいる地域は自分たちで責任をもって運営をしていくという、そういう市民が主役の自治を育てていくことがいつまでも住み続けたいというふうに思える高浜市の実現につながるものというふうに考えております。

第7条の趣旨は、まちづくり協議会は行政の下請けではない、地域をこうしたいといった自主性・主体性を尊重し、市民が主体となった活動が活発になるよう協議会の求めに応じて行政も側面的に支援をしていくという姿勢を示しているものでありまして、みだりに関与するというものではございません。

しかしながら、仮に協議会の運営や活動が適性を欠き、公益を損なうようなおそれがあると認められるときは行政も一定の関与は必要であるというふうに捉えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 自主性・主体性の尊重というのをしっかり守っていただきますようちょっとお願いをさせていただきます。

ちょっと1つ伺いたいですけれども、最後にしかしながら仮にという部分で、公益を損なうおそれがあると認められたときなどというのはあるんですけれども、先ほど6つ要件があったんですが、例えばどんなものというのが公益性を欠くという判断をされるのか教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 例えば、その運営が例えば一部の役員の方による独断的な運営になってしまったとか、そういったようなことがあった場合には何らかの形で行政のほうとしても指導なり、そういった関与をさせていただくということで考えております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） まちづくり協議会条例の素案については、各まちづくり協議会で説明会を開催されていると伺っているんですけれども、その中でどのような質問が出されていたのか教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 質問の主なものといたしましては、まちづくり協議会条例を制定することで活動が制限されたり、縛られたりすることはないかといったものでございました。

その質問に対しましては、まちづくり協議会条例の素案はこれまでのまちづくり協議会の実践を踏まえて策定されたものであり、決して活動を制約するものではありません。公共的な団体として正式に位置づけ、まちづくり協議会の活動を本市の地域自治の仕組みとして担保するために制定するものでありますと回答しております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今回12月とちょっと伺っていますけれども（仮称）高浜市まちづくり協議会条例が地域の現場で頑張ってくださっている方々に理解されたものであるということはわかりました。

条例施行後はまた広報などで市民の皆さんに周知のほう、お願いをしっかりといただけたらと思います。条例の中身についてはおおよそ理解をできましたので、次に2番目の地域内分権について御質問をさせていただきます。

まちづくり協議会条例素案の第1条の目的の規定で、地域内分権を推進することを目的とするとありますけれども、まず高浜市の地域内分権の目指すところを教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 本市の地域内分権の目指すところということでございます。

本市では持続可能な自立した基礎自治体の確立を目指しまして、単なる行政内部の改革だけで

はなく、地域経営のあり方をも見据え、住民力を強化しながら、多様な実施主体による公共サービスの提供体制の構築の一つとして、これまで地域内分権を推進するためのその担い手としてまちづくり協議会の設立に取り組んできたところでございます。

これは自分たちのまちのことは自分たちで考え、つくっていこうという地方分権の流れをさらに一歩地域にまで広げたものと、さらに地域にまで推し進めて、地方自治の本来の姿に立ち返ろうというものでございます。

地域に身近な課題は地域の市民が最もよく御存じであるということから、地域で担うほうがより地域の発展につながるものについては必要な権限や財源を行政から地域へ移し、市民がみずから考え、自主的・自立的に取り組むことができるようにしていくという考えによるものでございます。

市民の皆さんの自主的・主体的な取り組みによって、行政では手の届かないきめ細やかな課題に対し対応することができ、事業効果の高まり、市民の満足感、納得感の向上、また市民の皆さんが課題だとか魅力を発掘、解決していくことによって、地域に対する愛着、誇りが生まれ、住んでよかった、いつまでも住み続けたいという高浜市の実現につながっていくものというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

第1条の規定にこの条例はまちづくり協議会に関し必要な事項を定め、地域内分権を推進するとあるように、高浜市における地域内分権の受け皿としてまちづくり協議会は欠かせない存在であると思っております。これまで5つのまちづくり協議会を対象に地域内分権を推進してきた中で、見えてきた課題について行政としてどう捉えてみえるのか教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まず、まちづくり協議会の活動により自分たちのまちは自分たちでつくるという意識が広がり、地域の実情に合った個性豊かな多様な取り組み、行政では手の届かないきめ細やかな取り組みが広がってきたというふうに感じております。

しかし、広がりが見える一方で事業の継続性や組織の維持のための人材確保の課題、また活動の財源である交付金のあり方の課題などが見られるようになりました。

またそれぞれのまちづくり協議会の規約におきまして、会員の捉え方が異なるなど地域住民の皆さんにとってまちづくり協議会の構成員に関する認識がわかりにくいということもあり、今回の条例素案におきましては、第3条でサービスを受ける人及び活動に参加したい誰もが構成員であるとしております。これによりまして、今後条例の規定内容と各まちづくり協議会の規約とのすり合わせが必要になってくるものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今後条例の規定内容とまちづくり協議会の規約とのすり合わせのお話がありましたけれども、わかったらいいんですけれども、例えばどういった部分ですり合わせが必要になってくるのか、あとどのように進めていくのか、考えてみえるのか教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 先ほども構成員の中で申し上げましたとおり、サービスを受ける人及び活動に参加したい誰もが構成員であるというような内容で条例のほう、構成員を示させておりますが、まちづくり協議会の規約の中ではこのあたりが明確に定まっているということが見にくいというところがございますので、条例と規約のほうのすり合わせを行っていきたいと、このように考えております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

自分も幾つかのまちづくり協議会の役員さんなどとお話をする機会がありますけれども、どのまちづくり協議会さんでも事業の継続性の担保やまちづくり協議会そのものを維持していくために、人材の確保がやはり不可欠であると伺っております。その点、行政としてはどういうふうにしてその人材確保の点を考えてみえるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 先ほどもお答えしましたとおり、人材の確保は一つの課題として捉えております。地域での人材発掘は一朝一夕にはいかず、地域でのあらゆる活動の場でそれを見つけ出し、活動の一步を踏み出していただけるよう後押しをしていくしか方法は見当たりません。

行政といたしましても、子供や若い世代へのアプローチ、男性が活躍できる取り組みなど、まちづくりの裾野を広げていく取り組みを進めるとともに、人材に関する情報がありましたら地域と情報を共有していきたいというふう考えております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

高浜市は10年という期間でよくここまで広げてきたなというふうにとちょっと自分は外から見ていて正直思います。ただ、人材を育てるといふことにはとてもやはり時間がかかるのかなと。先日、福祉文教委員会の視察で大牟田市へ行かせていただいたんですけども、ここでは民生委員の方が中心になって認知症の方が安心して徘徊できる地域をつくっていきこうということで、民生委員の方々が中心になって課題の抽出、それから何回も議論を重ねるような会議、情報共有という部分でかなりの年月をかけております。1つの小学校区でそういった取り組みがしっかりとしてきたというのも大体10年ぐらいの期間がかかっていて、その後行政のほうがある上に乗っかっているという取り組みをちょっと教えていただきました。やはりこの人材育成というのは時間



がかかるということがありますので、自分も地域内分権、やはり進めていただきたいという気持ちは大いにあるんですけれどもゆっくり、じっくりまた着実に進めていっていただけたらというふうに願っております。

ところで、今後も引き続き地域内分権を進めていくとした場合に地域内分権の範囲についてありますけれども、一定の基準が必要ではないかと私は思っておりますけれども、行政としてはその点についてどのようにお考えになってみえるのか教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 地域内分権の範囲について一定の基準が必要ではないかという御質問でございますが、まず権限移譲の範囲につきましては高浜市まちづくりパートナーズ基金の実施に関する規則におきまして、第31条の中で交付金でどんな事業を実施するかといった事業内容を決定する権限、交付金をどのように使うのかという使い道を決定する権限など、こういったものが移譲権限の範囲に含まれているというふうに考えております。

なお、法令等により市長や他の執行機関に専属する権限は移譲範囲から除くということも当然のことながらそのように規定をされております。

どのような事業を実施するかという点では、これまでに行政の守備範囲として取り組んでおりましたサービス、例えば公園清掃だとか青パトによる防犯活動、こういったものを地域に移譲するというのも進めてまいりましたが、こればかりではなくて、行政においてもそれまで地域で取り組みがなされていなかった課題について新たに取り組んでいくといった公共の新たな掘り起しといった点についても広く権限移譲に含んでいけるというふうに考えております。

地域の長所、課題、こういったものは地域によってさまざまでございます。どんな課題をどんなふうに地域で解決していくのかについては地域の自主性・主体性を尊重しながら、また行政も地域とともに協議を重ねながら少しでも地域でできることを豊かにしていけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、一旦地域に移譲した事業であったとしましても、地域の実情によっては行政との協議によって休止あるいは返上といったことも可能であることを申し添えさせていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 先ほどまちづくり協議会の事業が広がりその継続性についても課題として捉えているというお話でありましたが、まちづくり協議会の事業の継続性について行政としてはどのようにまた考えてみえるのか教えていただけたらと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まちづくり協議会の活動につきましては、各まちづくり協議会が策定をいたしております地域計画に基づき毎年度の事業計画や予算案の検討をされております。こう

した検討を経て地域の課題を解決するための事業が展開されているところでございます。

少しずつ取り組みの分野が広がるなど、地域自治の活動が豊かになってきており、最近ではコミュニティ・ビジネスなど、自主財源の確保に向けた動きも見られるようになってきております。

課題解決に当たっては人、物、金といった資源が不可欠でございます。資源には限りがございますので、そのため資源をいかに真に必要な課題に有効活用していくかが鍵になるものというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今、地域計画のお話がありましたけれども、地域計画の策定に当たってはまち協特派員の方々が大きくかかわってきていると伺っております。また地域の活動においても特派員さんを、まち協さんの事業、準備の段階から本当によく見かけるところでありますけれども、今後特派員制度について行政としてどのように考えておられるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まち協特派員はまちづくり協議会の活動のサポートをする中でまちづくり協議会の事業を把握できる立場にあります。

地域計画の策定時と同様、見直しに当たりましても特派員がサポートしていかなければならないと考えており、今後も特派員が継続的にまちづくり協議会の活動にかかわっていく予定であります。なお、特派員の地域とのかかわり方については、今年度首都大学東京の大杉覚教授を塾長といたします地域経営実践塾において、若手職員主体に検証するとともに、地域にかかわる職員の育成についての取り組みを検討しているところであります。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

首都大学東京の大杉覚教授を塾長とする地域経営実践塾ということで若手職員主体に検証するとともにというふうにお話をいただきました。ぜひ可能であれば私も受けるまではできないかもしれませんが、お話を聞けるような何か環境があれば非常にうれしいなと思っております。

また次にまいりますけれども、まちづくり協議会が地域の課題を抽出して、その課題解決に向けた取り組みを地域計画の中に定めて、それを実践することで地域内分権が今後推進されていくというふうに考えておりますけれども、その考え方でよろしいでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 地域計画を実践に移すことが地域内分権を推進する上で重要な役割を果たすものというふうに考えております。

そこで今年度、私どもからそれぞれのまちづくり協議会に対しまして、学区別の人口、世帯、子供や高齢者の状況など地域の現況や過去からの推移などさまざまなデータを取りまとめた地域

カルテというものを提供いたしまして、地域課題の検証に活用していただいております。

その検証結果をもとにそれぞれの地域計画の見直しを行い、第6次総合計画の中期基本計画、後期基本計画につなげていく作業が現在進められているところであります。

また、地域の課題について主体的にかかわり、理解していくために地域でできることを自分ごととして実践につなげていくことが地域内分権を推進する上で重要であると考えており、来年度、市が策定をいたしますしあわせづくり計画（第3次地域福祉計画）におきましても、それぞれの地域計画に反映された地域でできることといった内容を盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

来年度市が策定をされるしあわせづくり計画、こちらのほうをしっかりと楽しみにさせていただきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、まち協さんが今まで事業をしっかりとやってきたという経緯がありますけれども、個々のまち協の取り組みがまたほかのまち協に派生した市、全市的な取り組みに派生したものがもし事例がありましたら教えていただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まち協の活動が他のまち協に広がった事例だとか全市的に取り組まれた事例という御質問でございますが、例えば男性の社会進出だとか介護予防という観点で今幾つかのまちづくり協議会で男の料理教室のような事業が行われておりますけれども、これは最初に南部まち協さんのほうで男のレシピ研究会ということで取り組まれた事業が、吉浜まちづくり協議会に広がって、今年度からは翼まち協さんのほうでも男の料理教室ということで実施をされるというふうに広がりを見せておるといところでございます。

また、全市的な取り組みといたしましては、未来の高浜市を担っていただきます子供たちに防災に関心を持ってもらい、知識、技術を学んでもらうとともに子供を通じて家庭に防災意識の向上を図るといったことを目的といたしまして、昨年度各まちづくり協議会の防災担当の有志の方がお集まりいただきまして、高浜市の防災を考える市民の会というものを立ち上げていただきまして、子ども防災リーダー養成講座というものを開講していただいております。

平成25年度では25人の子供、そのうち14名が女の子ということで、今年度は42人の参加のうち23人が女の子ということがございます。先ほど小野田議員の質問の中にもございましたが、例えば避難所の運営だとかそういったところに、今回こういった講座を受講してくれた女の子たちが将来大人になったときに、そういった避難所の運営だとかそういったところで活躍をしていただければいいのかなというふうに期待もしておるところでございます。こういった活動が徐々にこう広がっていくことが地域内分権あるいは自分たちのまちをこうしたいの実現につながっている

というふうに私どもは考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

（仮称）高浜市まちづくり協議会条例の制定によって、また、まちづくり協議会が公共的な団体として正式に位置づけがされて、本市の地域自治の仕組みとしてしっかりと担保されて、また高浜らしさを前面に出した地域内分権が進むことを期待しております。

高浜市の持つスモールメリットをしっかりと生かしていただきまして、福祉のみならず地域自治の取り組みに関しても先進市の一つとなっていただいて、国の行う地方分権の手本となるように取り組んでいただきたいと思います。

地方分権では地域が中央へ権限をとりに行くぐらいにならないと進んでいけないというふうに言われております。当市におきましても地域の方々が自分たちの地域は自分たちでつくるんだという気持ち、地域が市の行っている事業をとりに来るぐらいに成長していただきたいと私も思っております。地域の意見が今後もしっかりと行政に反映できるよう今後ぜひとも行政側にも地域のサポートをお願い申し上げまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） これをもって本日の一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時6分散会

---